

神津島村
公共施設等総合管理計画
【改定】

2016年12月
2022年3月【改定】

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	策定の目的	1
第2節	位置付け、上位計画等	2
第3節	計画期間	2
第4節	「公共施設等」の範囲	3
第2章	神津島村の公共施設等の現状	4
第1節	建築物系施設の現状	4
第2節	インフラ系施設の現状	16
第3章	神津島村の財政等の現状	19
第1節	普通会計決算の推移	19
第2節	投資的経費の状況	23
第4章	人口の動向分析	26
第1節	人口等の現況	26
第2節	神津島村総合戦略・人口ビジョンからみた人口の推移と推計	28
第5章	施設のあり方に関する村民ニーズ	30
第1節	公共施設の利用状況と満足度	30
第2節	公共施設の今後のあり方	34
第6章	総合管理の方向	37
第1節	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	37
第2節	更新に係る経費の見込み	43
第7章	施設類型ごとの管理に関する方針	48
第1節	建築物系施設	48
第2節	インフラ系施設	54
第8章	フォローアップの方針	55
第1節	計画の進行管理	55
第2節	村民ニーズの把握と村民への情報提供	56

※年の表記は、西暦表記としています。

※各図表の数値は、四捨五入しているため、合計の数値と合わない箇所があります。

第1章 はじめに

第1節 策定の目的

全国では、戦後の高度経済成長に伴う人口の増加や村民ニーズに対応して、学校、公民館、公営住宅等の公共建築物や、道路・道路法面・橋りょう・トンネル、上下水道などのインフラといった多くの公共施設等を整備してきました。しかしながら、人口減少や少子・高齢化の進行などによる社会構造の変化や村民ニーズの変化に加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等が、老朽化や耐震性不足に伴う施設の改修・更新、長寿命化という大きな課題に直面しています。

本村の公共建築物の多くは、新耐震基準である1982年以降に建設されていますが、学校教育系施設、行政系施設の一部などは、旧耐震基準である1981年以前に建設されており、公共施設全体の延床面積の約2割を占めています。神津小学校、神津中学校の耐震診断・耐震改修をはじめ、各公共施設の耐震診断・補強などを進めています。限られた財源を有効活用する観点から、役場本庁舎など、迅速な改修・更新に至っていない施設もみられます。

財政面では、歳出において扶助費や人件費等が増加傾向で推移しており、今後も生産年齢人口の減少に伴う税収や社会福祉関連経費の増大に伴う財政の逼迫が懸念され、これまでと同様の水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難になると予想されるため、公共施設等の維持管理にあたって、今後の方針を明確にしていく必要があります。

人口の推移においても、1990年代の人口をピークとして減少しており、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を行っていくことが必要となっています。

これらの状況を踏まえ、本村の建築物系施設、道路・橋りょう・トンネル等のインフラ系施設の公共施設等を対象として、2016年に「神津島村公共施設等総合管理計画」を策定し、本村が提供する施設サービスの持続可能性を高めていくとともに、実情にあったまちづくりと国土強靱化の側面も考慮し、村民共有の財産として将来世代へ引き継いでいけるよう、公共施設等の最適化を進めています。さらに、本村が管理する公共施設の老朽化による建物自体の寿命や設備の不具合発生等の施設更新の課題に対応していくため、「神津島村公共施設等総合管理計画」の基本的な考え方、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を基にして、役場庁舎や文化施設等の公共施設を最適に維持管理し、有効活用を図る取組を効率的・効果的に推進することを目的として、「神津島村公営住宅等長寿命化計画」を2019年に、「神津島村個別施設計画」「神津島村学校施設の長寿命化計画」を2021年にそれぞれ策定しています。

今後においても住民の安全な施設利用を確保し、住民の求める機能を兼ね備えた施設としていくためには、公共施設全体での施設・サービスのあり方を引き続き検討していく必要があります。

国においては、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が2018年2月に改訂されており、また、「神津島村公営住宅等長寿命化計画」「神津島村公共施設個別施設計画」「神津島村学校施設の長寿命化計画」との整合を図る観点から、現行の公共施設等総合管理計画の充実と見直しを図るため、公共施設等総合管理計画を改定するものとします。

第2節 位置付け、上位計画等

本計画は、本村の最上位計画である「第5次神津島村総合計画」や「第2次神津島村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画との整合を図りつつ、連動して各政策・施策分野の主に公共施設等の取組みに関して組織横断的な方針を示します。

また、国の「インフラ長寿命化基本計画（2013年11月）」や、総務省による「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（2014年4月22日）」、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（2014年4月22日）」「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（2018年2月27日）」を踏まえて策定します。

第3節 計画期間

計画期間は2022年度から2031年度までの10年間とします。

また、計画的な取組みの実行に際しては中長期的な視点での検討が不可欠となるとともに、現実性・実効性のある計画期間とする必要があることから、5年を前期と捉え、後期5年と合わせ計10年を本計画期間とします。見直しは、前期期間終了後の適正な年度に必要な応じて内容の見直しを行い、現況を踏まえた次の10年間の計画として更新していきます。

第4節 「公共施設等」の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、村が保有する建築物系施設のほか、道路・道路法面・橋りょう・トンネル、上水道（簡易水道）、下水道（農業集落排水）等のインフラ系施設を対象とします。

建築物系施設については、学校教育系施設、公営住宅、文化系・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、医療施設、行政系施設、供給処理施設、その他の11類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ系施設については、道路・道路法面・橋りょう・トンネル、簡易水道、農業集落排水を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

〔本計画の対象範囲〕

建築物系施設	学校教育系施設（神津小学校、神津中学校、学校給食共同調理場、学校プール）
	公営住宅（村営住宅、公営住宅）
	文化系・社会教育系施設（図書館、郷土資料館、しらすな寮）
	スポーツ・レクリエーション系施設（開発総合センター、ドンタクハウス、日向ロッジ、金長クラブハウス、温泉保養センター）
	産業系施設（田の沢農業研修施設）
	子育て支援施設（保育園）
	保健・福祉施設（よたね会館、生きがい健康センター、よたねコミュニティ施設、地域活動支援センター、神津島村保健センター・歯科他）
	医療施設（神津島村国民健康保険直営診療所）
	行政系施設（役場本庁舎、消防団拠点施設、災害備蓄倉庫、車庫・倉庫）
	供給処理施設（ごみ焼却場、破砕圧縮処理施設、焼却灰ストックヤード）
	その他（火葬場、ブルドーザー車庫、村営バス用車庫、よっちやーれセンター、公衆トイレ、ホテル観賞施設、医師住宅、歯科住宅、保健師住宅、農業用水関連建築物、倉庫、車庫）
インフラ系施設	道路・道路法面・橋りょう・トンネル、簡易水道、農業集落排水施設

第2章 神津島村の公共施設等の現状

第1節 建築物系施設の現状

1 施設分類別保有状況

本村が保有する建築物系施設は、2020年度末現在で100棟、総延床面積では26,092㎡となっています。これらの各種公共施設を分類別に棟数、延床面積等で集計すると下記のとおりになります。

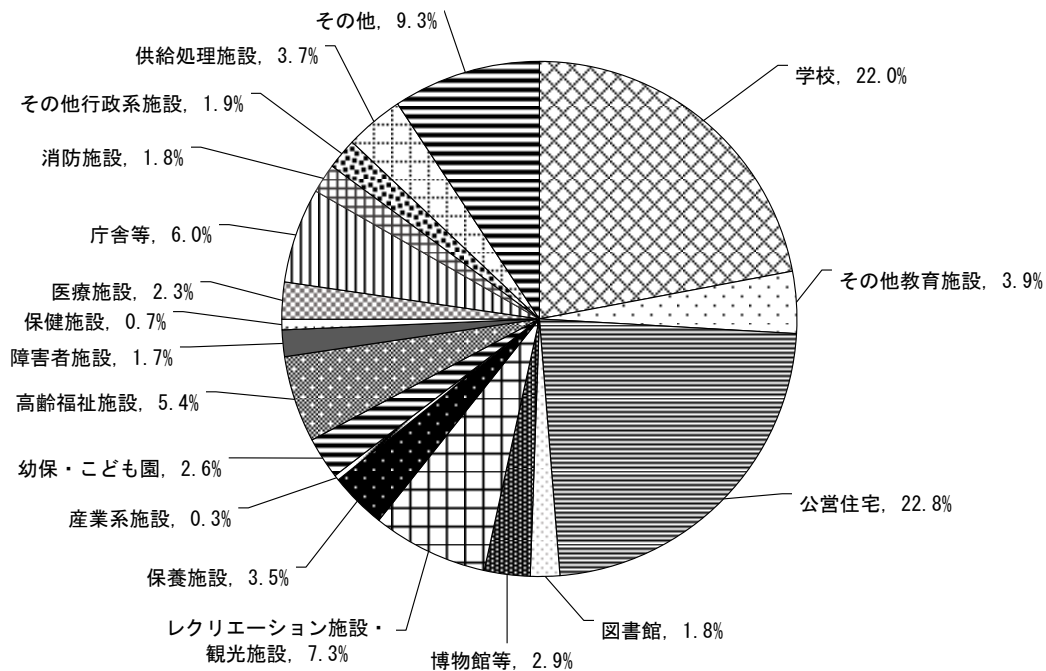
〔公共施設の施設分類内訳〕

大分類	中分類	主な施設の名称	延床面積 合計 (㎡)	棟数 (棟)
学校教育系施設	学校	神津小学校、神津中学校	5,748.00	7
	その他教育施設	学校給食共同調理所、学校プール	1,012.00	3
公営住宅	公営住宅	村営住宅、公営住宅	5,953.62	23
文化系・社会 教育系施設	図書館	図書館	480.00	1
	博物館等、その他	郷土資料館、しらすな寮	749.61	2
スポーツ・レク リエーション系 施設	レクリエーション施設・観光施設	開発総合センター、ドンタクハウス、日向ロッジ、金長クラブハウス	1,898.67	5
	保養施設	温泉保養センター	925.71	1
産業系施設	産業系施設	田の沢農業研修施設	85.80	1
子育て支援施設	幼保・こども園	保育園	685.25	1
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	よたね会館、生きがい健康センター、よたねコミュニティ施設	1,418.57	3
	障害者福祉施設	地域活動支援センター	434.65	1
	保健施設	神津島村保健センター・歯科他	172.14	1
医療施設	医療施設	神津島村国民健康保険直営診療所	605.89	6
行政系施設	庁舎等	役場本庁舎、車庫・倉庫	1,556.27	5
	消防施設	消防団拠点施設	481.68	3
	その他行政系施設	災害備蓄倉庫、倉庫	505.17	3
供給処理施設	供給処理施設	ごみ焼却場、破砕圧縮処理施設、焼却灰ストックヤード	959.49	3
その他	その他	火葬場、ブルドーザー車庫、村営バス用車庫、よっちゃーれセンター、公衆トイレ、ホテル観賞施設、医師住宅、歯科住宅、保健師住宅、農業用水関連建築物、倉庫	2,419.76	31
合計			26,092.28	100

※「赤崎遊歩道」は、床面積がないため、施設数から除外しています（以降同）。

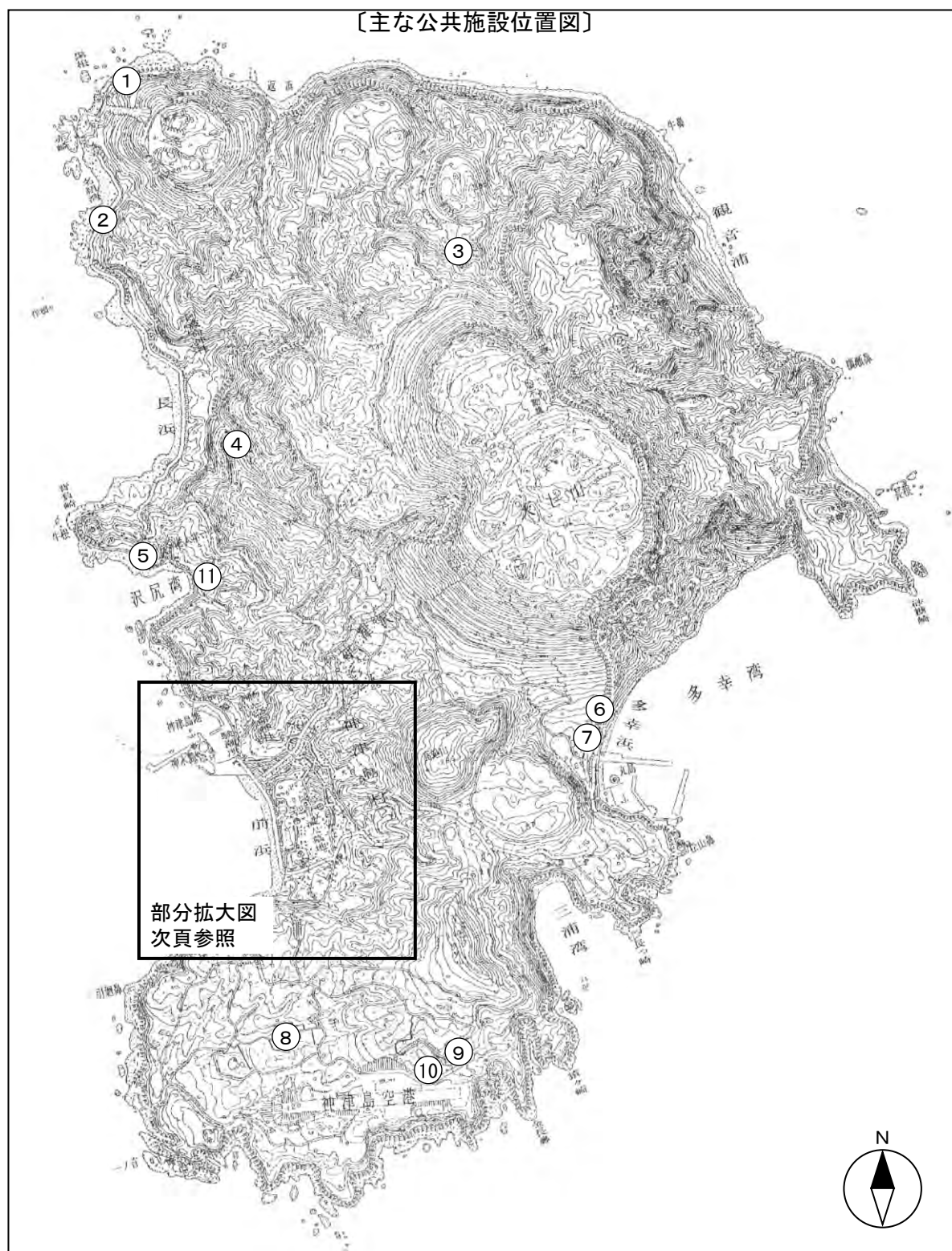
中分類別で公共施設の延床面積内訳をみると、公営住宅が23%、学校が22%と多く、次いでレクリエーション施設・観光施設が7%となっています。

〔公共施設の延床面積内訳〕



※面積の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%になりません。

2 主な公共施設位置図



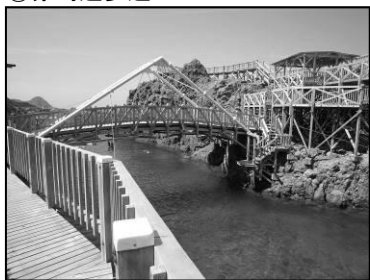
①	赤崎遊歩道	⑦	日向ロッジ
②	ドンタクハウス	⑧	田の沢農業研修施設
③	安定型処分場	⑨	火葬場
④	ごみ焼却場	⑩	金長クラブハウス
⑤	温泉保養センター	⑪	地域活動支援センター
⑥	キャンプ場		

〔部分拡大図〕



⑫	公営住宅（鉄砲場第1～5住宅）	⑳	神津島村国民健康保険直営診療所
⑬	消防団拠点施設（旧農協）	㉑	よたね会館
⑭	郷土資料館	㉒	消防団拠点施設（新詰所）
⑮	よっちゃんれセンター	㉓	学校プール専用付属室
⑯	神津小学校	㉔	農業集落排水処理施設
⑰	よたねコミュニティ施設	㉕	学校給食共同調理場
⑱	図書館	㉖	神津中学校
㉑	生きがい健康センター	㉗	開発総合センター
㉒	保育園		

①赤崎遊歩道



②ドンタクハウス



③安定型処分場



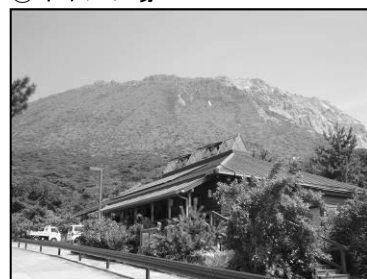
④ごみ焼却場



⑤温泉保養センター



⑥キャンプ場



⑦日向ロッジ



⑧田の沢農業研修施設



⑨火葬場



⑩金長クラブハウス



⑪地域活動支援センター



⑫公営住宅（鉄砲場第1～5住宅）



⑬消防団拠点施設（旧農協）



⑭郷土資料館



⑮よっちゃんれセンター



⑩神津小学校



⑪よたねコミュニティ施設



⑫図書館



⑬生きがい健康センター



⑭保育園



⑮神津島村国民健康保険直営診療所



⑯よたね会館



⑰消防団拠点施設（新詰所）



⑱学校プール専用付属室



⑲農業集落排水処理施設



⑳学校給食共同調理場



㉑神津中学校



㉒開発総合センター



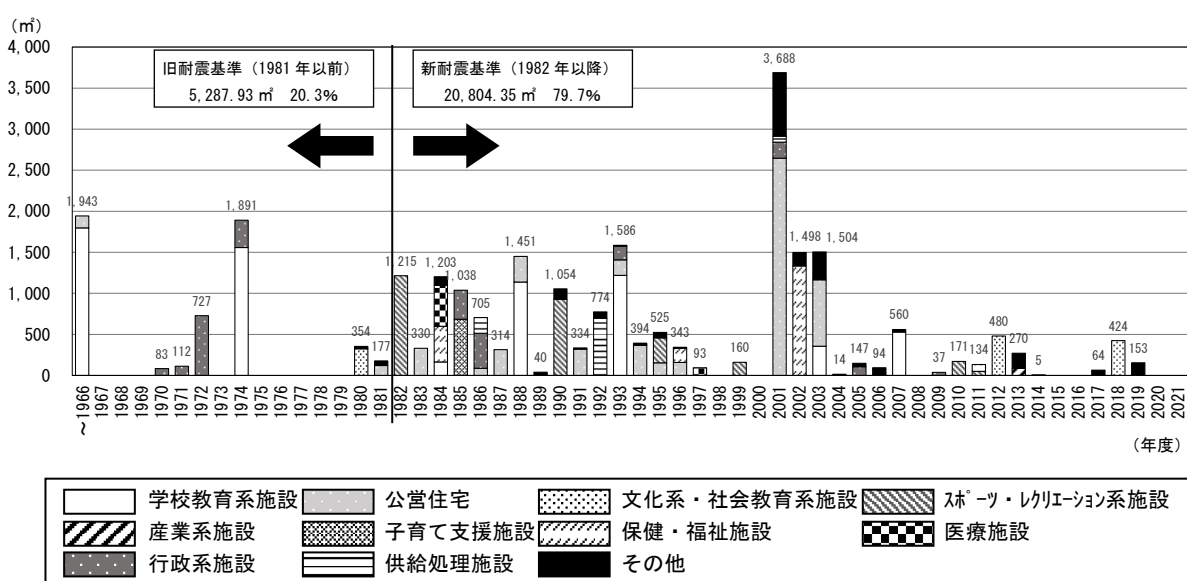
3 年度・分類別建築物系施設整備状況

建築物系施設の多くは、新耐震基準である1982年以降に建設されていますが、行政系施設、学校教育系施設の一部などは、旧耐震基準である1981年以前に建設されており、公共施設全体の延床面積の20%を占めています。

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建替えが必要となるといわれています。

今後、古い施設から老朽化の状況に応じて順次大規模改修や建替えが必要となると考えられます。特に1980年代から2000年代前半に建設された施設が集中しているため、計画的な公共施設の改修・建替えに努める必要があります。

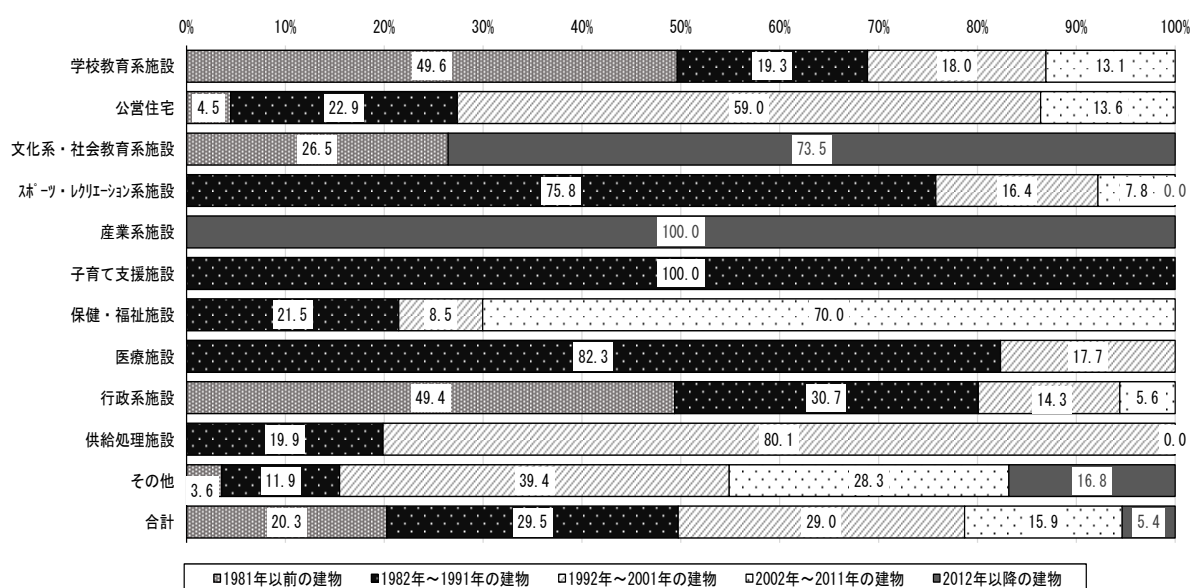
〔年度・分類別建築物系施設整備状況〕



建築年度区分ごとの構成比の合計をみると、旧耐震基準である1981年以前の建物が20%、1982年～1991年の建物が30%、1992年～2001年の建物が29%、2002年～2011年の建物が16%、2012年以降の建物が5%となっています。

また、大分類別で建築年度区分ごとの構成比をみると、旧耐震基準である1981年以前に建設された割合が多い施設は、学校教育系施設が50%（神津小学校、神津中学校）、行政系施設が49%（役場本庁舎、七軒町倉庫（旧大島支庁出張所）、消防団拠点施設（旧農協）、役場書庫倉庫（旧1分団消防団詰所）、消防団拠点施設（第3分団詰所））と多く、次いで、文化系・社会教育系施設が27%（旧郷土資料館）となっています。

〔公共施設の延床面積の建築年度区分ごとの構成比〕

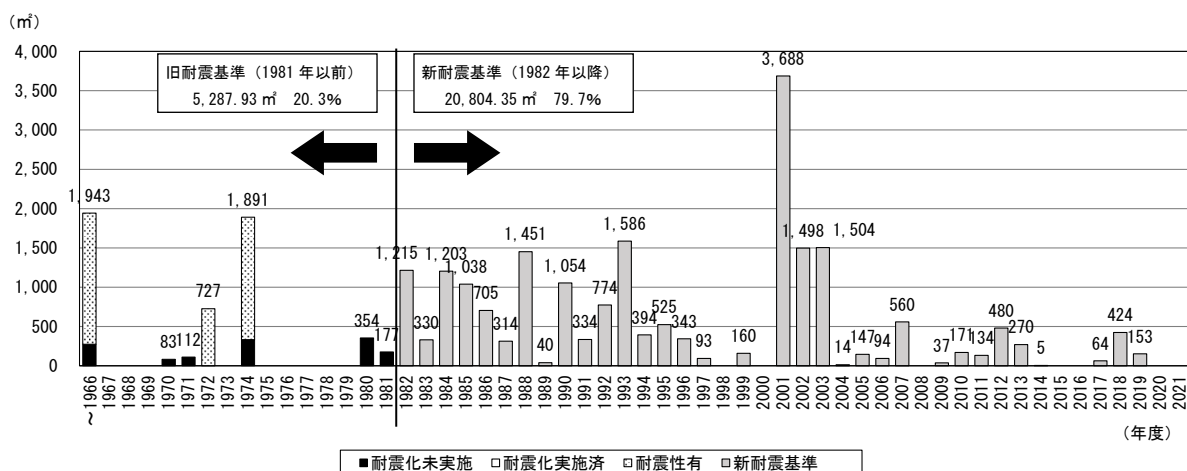


※構成比の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない箇所があります。

4 老朽化及び耐震化の状況

旧耐震基準で建設され、耐震化未実施の施設は、延床面積比率で全体の5%となっています。行政系施設である役場本庁舎、及び学校教育系施設である神津小学校校舎・神津中学校校舎については耐震診断を実施しており、耐震性有りと診断されていますが、村の中枢施設であり築後50年程度であることから、耐震性の再調査を検討する必要があります。

〔耐震基準別の延床面積の状況〕



分類		延床面積 (m ²)	割合
旧耐震基準 (1981年度以前)	耐震化未実施	1,334.60	5.1%
	耐震化実施済	0	0.0%
	耐震性有	3,953.33	15.2%
	計	5,287.93	20.3%
新耐震基準 (1982年度以降)		20,804.35	79.7%
合計		26,092.28	100.0%

5 公共施設の経過年数

現在本村が保有する全ての公共施設を維持し続ける場合、その耐用年数に達するか、著しく老朽化した施設は更新を行う必要があります。

公共施設の経過年数別をみると、築21年から30年が経過している施設（1993年から2002年までに建設されたもの）の総延床面積が最も大きく、全体の32%を占めています。次いで、築31年から40年が経過しているもの（1983年から1992年までに建設されたもの）が28%、築41年以上が経過しているもの（1982年までに建設されたもの）が25%となっています。

このように、1980年代から2000年代前半に整備された公共施設の延床面積割合が、全体の85%を占めており、更新も同じ時期に集中することが考えられます。

〔分類別延床面積別経過年数〕

(単位：㎡)

	築41年 以上	築31年 ～40年	築21年 ～30年	築11年 ～20年	築10年 以内	合計
学校教育系施設	3,355.00 49.6%	1,302.00 19.3%	1,220.00 18.0%	883.00 13.1%	0.00 0.0%	6,760.00 100.0%
公営住宅	265.97 4.5%	1,364.50 22.9%	3,513.39 59.0%	809.76 13.6%	0.00 0.0%	5,953.62 100.0%
文化系・社会教育 系施設	325.36 26.5%	0.00 0.0%	0.00 0.0%	480.00 39.0%	424.25 34.5%	1,229.61 100.0%
スポーツ・レクリ エーション系施設	1,214.70 43.0%	925.71 32.8%	463.63 16.4%	220.34 7.8%	0.00 0.0%	2,824.38 100.0%
産業系施設	0.00 0.0%	0.00 0.0%	0.00 0.0%	0.00 0.0%	85.80 100.0%	85.80 100.0%
子育て支援施設	0.00 0.0%	685.25 100.0%	0.00 0.0%	0.00 0.0%	0.00 0.0%	685.25 100.0%
保健・福祉施設	0.00 0.0%	434.65 21.5%	1,506.27 74.4%	84.44 4.2%	0.00 0.0%	2,025.36 100.0%
医療施設	0.00 0.0%	498.81 82.3%	107.08 17.7%	0.00 0.0%	0.00 0.0%	605.89 100.0%
行政系施設	1,255.58 49.4%	781.00 30.7%	363.95 14.3%	142.59 5.6%	0.00 0.0%	2,543.12 100.0%
供給処理施設	0.00 0.0%	887.49 92.5%	72.00 7.5%	0.00 0.0%	0.00 0.0%	959.49 100.0%
その他	86.02 3.6%	365.88 15.1%	1,040.39 43.0%	520.56 21.5%	406.91 16.8%	2,419.76 100.0%
合計	6,502.63 24.9%	7,245.29 27.8%	8,286.71 31.8%	3,140.69 12.0%	916.96 3.5%	26,092.28 100.0%

※面積割合の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない箇所があります。

6 ランニングコストの状況

建築物系施設の過去5年間のランニングコストの推移をみると、全体では、年間平均3億円となります。このうち、光熱水費が4千7百万円、委託料が9千5百万円、その他が1億5千7百万円となっています。

〔建築物系施設のランニングコストの推移〕

(単位：千円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	平均	
学校教育系施設		79,486	69,617	77,132	83,545	74,738	76,904
	光熱水費	7,649	10,579	10,968	10,971	10,550	10,143
	委託料	27,896	16,945	17,003	17,560	17,496	19,380
	その他	43,941	42,093	49,161	55,014	46,692	47,380
公営住宅		7,801	3,728	2,498	3,073	3,743	4,169
	光熱水費	0	0	0	0	0	0
	委託料	0	0	0	0	0	0
	その他	7,801	3,728	2,498	3,073	3,743	4,169
文化系・社会教育系施設		6,029	9,628	26,897	27,706	31,326	20,317
	光熱水費	2,203	2,384	3,564	3,511	3,623	3,057
	委託料	1,862	2,299	5,828	8,454	10,024	5,693
	その他	1,964	4,945	17,505	15,741	17,679	11,567
スポーツ・レクリエーション系施設		21,406	24,805	24,804	23,768	28,350	24,627
	光熱水費	9,971	10,992	12,214	12,332	9,479	10,998
	委託料	6,354	7,840	6,918	6,086	14,846	8,409
	その他	5,081	5,973	5,672	5,350	4,025	5,220
産業系施設		130	152	74	87	75	104
	光熱水費	130	152	74	87	75	104
	委託料	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
子育て支援施設		3,591	1,957	2,608	4,185	3,497	3,168
	光熱水費	1,107	882	1,003	971	841	961
	委託料	2,376	972	1,480	3,102	2,545	2,095
	その他	108	103	125	112	111	112
保健・福祉施設		29,894	26,481	27,047	28,368	29,221	28,202
	光熱水費	1,291	1,189	1,223	1,222	1,159	1,217
	委託料	28,144	24,223	25,341	26,636	27,595	26,388
	その他	459	1,069	483	510	467	598
医療施設		13,838	11,661	13,088	16,815	14,271	13,934
	光熱水費	3,182	3,583	3,743	3,418	3,258	3,437
	委託料	4,783	3,669	5,031	7,799	6,663	5,589
	その他	5,872	4,409	4,314	5,598	4,351	4,908
行政系施設		9,630	10,298	10,189	10,934	10,773	10,365
	光熱水費	4,116	4,655	4,973	4,809	4,452	4,601
	委託料	3,792	3,885	3,494	4,390	4,481	4,008
	その他	1,722	1,758	1,722	1,735	1,840	1,755

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	平均
供給処理施設		77,115	72,883	92,213	73,271	57,857	74,668
	光熱水費	4,673	5,015	5,336	5,444	4,987	5,091
	委託料	12,394	12,907	13,294	12,137	13,866	12,920
	その他	60,048	54,961	73,583	55,690	39,004	56,657
その他		48,170	66,581	57,722	25,894	20,073	43,688
	光熱水費	7,325	8,511	8,915	6,885	6,119	7,551
	委託料	11,224	11,036	7,449	11,899	13,389	10,999
	その他	29,621	47,034	41,358	7,110	565	25,138
合計		297,090	297,791	334,272	297,646	273,924	300,144
	光熱水費	41,647	47,942	52,013	49,650	44,543	47,159
	委託料	98,825	83,776	85,838	98,063	110,905	95,482
	その他	156,617	166,073	196,421	149,933	118,477	157,504

※ランニングコストの内訳は、千円以下を四捨五入しているため、合計と合致しない箇所があります。

第2節 インフラ系施設の現状

1 道路の保有状況

本村の管理する道路は、2020年度末現在、一般道路と自転車歩行者道の実延長合計で76,404mとなっています。このうち、一般道路の実延長が72,093m（うち1級（幹線）村道は12,715m、その他の村道は59,378m）、自転車歩行者道の実延長が4,311mとなっています。また、道路改良率は41%です。

〔本村の管理する道路〕

		実延長 合計	道路面積 道路部
一般道路		72,093m	207,583㎡
	1級（幹線）村道	12,715m	74,616㎡
	その他の村道	59,378m	132,967㎡
自転車歩行者道		4,311m	5,591㎡
合 計		76,404m	213,174㎡

2 道路法面の保有状況

本村の管理する道路法面は、2020年度末現在、5箇所あり、面積は合計20,000㎡となっています。

〔本村の管理する道路法面〕

箇所	建設年度	面積
村道3号線	2009年度	
村道14号線	2001年度	
村道86号線	2001年度	
村道111号線	2007年度	
村道114号線	2001年度	
計5箇所		20,000㎡

3 トンネルの保有状況

本村の管理するトンネルは、2020年度末現在、3本あり、総延長は612m、総面積は4,775㎡となっています。

〔本村の管理する道路法面〕

トンネル名	延長	建設年度	面積
鑄崎トンネル	126m	1992年度	
赤崎トンネル	176m	1992年度	
大黒根トンネル	310m	1998年度	
計3本	612m		4,775㎡

4 橋りょうの保有状況

本村の管理する橋りょうは、2020年度末現在5橋、総橋長は92.8m、橋梁面積の合計は611㎡となっています。また、橋梁改良率は100%です。

〔本村の管理する橋りょう〕

橋りょう名	橋長	架設年度
やよい橋	27.0m	1976年度
天神橋	19.5m	1979年度
潮見橋	16.7m	1986年度
松工橋	15.8m	1988年度
千歳橋	13.8m	1991年度
計5橋	92.8m	

5 簡易水道事業の状況

本村の簡易水道事業は、2020年度末現在、導水管延長は2,015.6m、送水管延長は1,058.5m、排水管延長は19,199.6m、普及率は99.7%となっています。また、1971年度より耐震管を採用しており、整備率は0.09%です。

〔本村の簡易水道事業の状況〕

項目	状況
給水人口	2,150人
普及率	99.7%
計画一日最大給水量	2,500m ³
配水池	6 施設 2,492m ³
導水管延長	2,015.6m
送水管延長	1,058.5m
配水管延長	19,199.6m

6 農業集落排水事業の状況

本村の農業集落排水事業は、2003年に供用を開始しました。2020年度末現在、総延長は14,342m、普及率は84.5%となっています。

〔本村の農業集落排水事業の状況〕

項目	状況
計画人口	6,570人
供用開始年度	2003年度
処理方式	膜分離活性汚泥法
処理施設所在地	神津島村1779-1他
総延長	14,342m
普及率	84.5%
接続率	84.5%

第3章 神津島村の財政等の現状

本村の財政の現状、公共施設等各分類の投資的経費の状況は以下のとおりです。

第1節 普通会計決算の推移

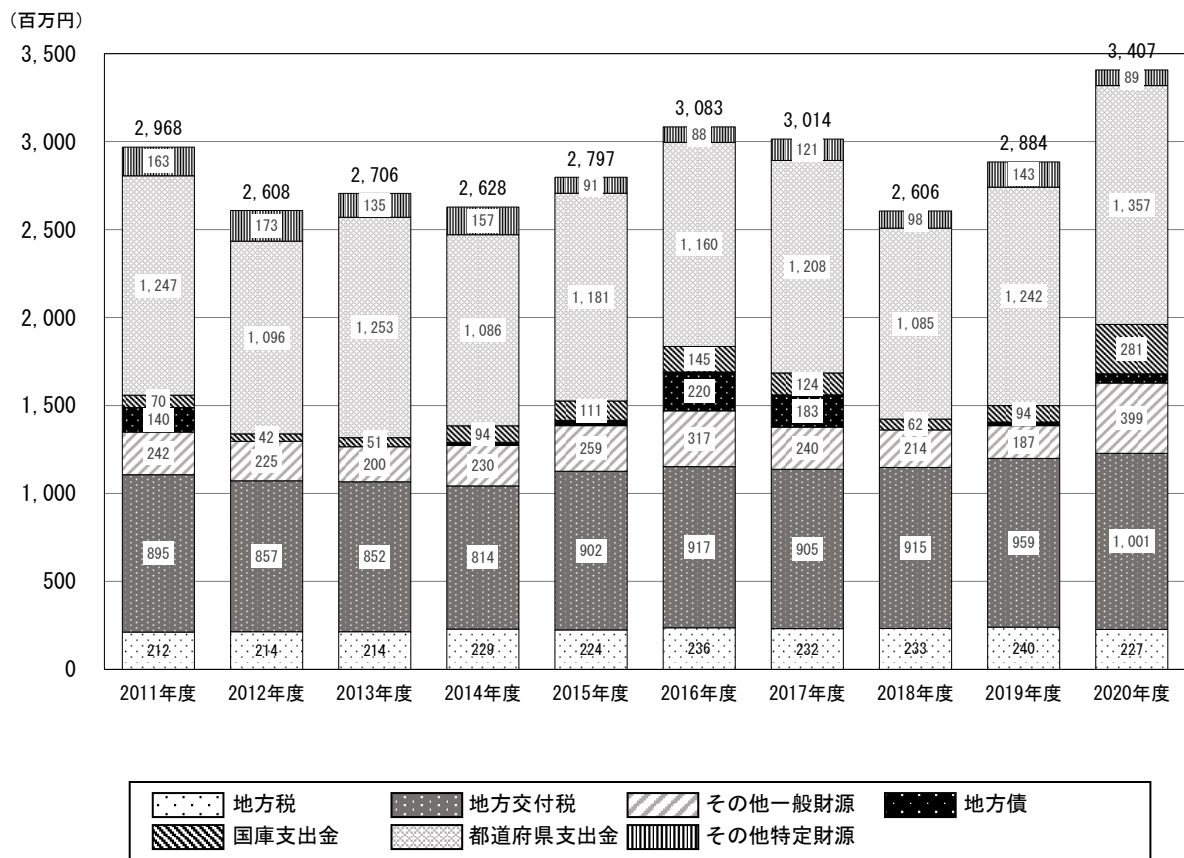
1 歳入の状況

本村の歳入状況をみると、30億円前後で増減を繰り返しながら推移しており、2020年度は34億円となっています。

内訳をみると一般財源では、地方交付税が増加傾向で推移しており、特定財源では、都道府県支出金が増加傾向となっています。

しかし、地方税や「その他一般財源」（地方消費税交付金など）が年度により増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しており、今後の生産年齢人口の減少を想定すると、減収が予想されます。

〔歳入の推移〕



(単位：千円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
一般財源	1,348,668	1,296,651	1,266,108	1,272,937	1,385,427
地方税	211,796	214,174	214,029	229,394	223,924
地方交付税	894,961	857,367	852,154	813,593	902,424
その他一般財源	241,911	225,110	199,925	229,950	259,079
特定財源	1,619,649	1,311,409	1,439,526	1,355,189	1,411,589
地方債	140,000	0	0	17,800	29,700
国庫支出金	69,760	41,583	50,716	93,685	110,574
都道府県支出金	1,246,736	1,096,401	1,253,410	1,086,404	1,180,752
その他特定財源	163,153	173,425	135,400	157,300	90,563
歳入合計	2,968,317	2,608,060	2,705,634	2,628,126	2,797,016
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
一般財源	1,469,956	1,377,118	1,361,288	1,385,587	1,627,256
地方税	236,064	232,059	233,227	240,256	227,309
地方交付税	916,719	904,950	914,504	958,559	1,001,372
その他一般財源	317,173	240,109	213,557	186,772	398,575
特定財源	1,613,435	1,637,141	1,244,403	1,498,739	1,780,058
地方債	220,000	183,000	0	20,000	53,200
国庫支出金	145,151	124,264	61,905	93,929	280,528
都道府県支出金	1,160,330	1,208,453	1,084,659	1,241,699	1,357,275
その他特定財源	87,954	121,424	97,839	143,111	89,055
歳入合計	3,083,391	3,014,259	2,605,691	2,884,326	3,407,314

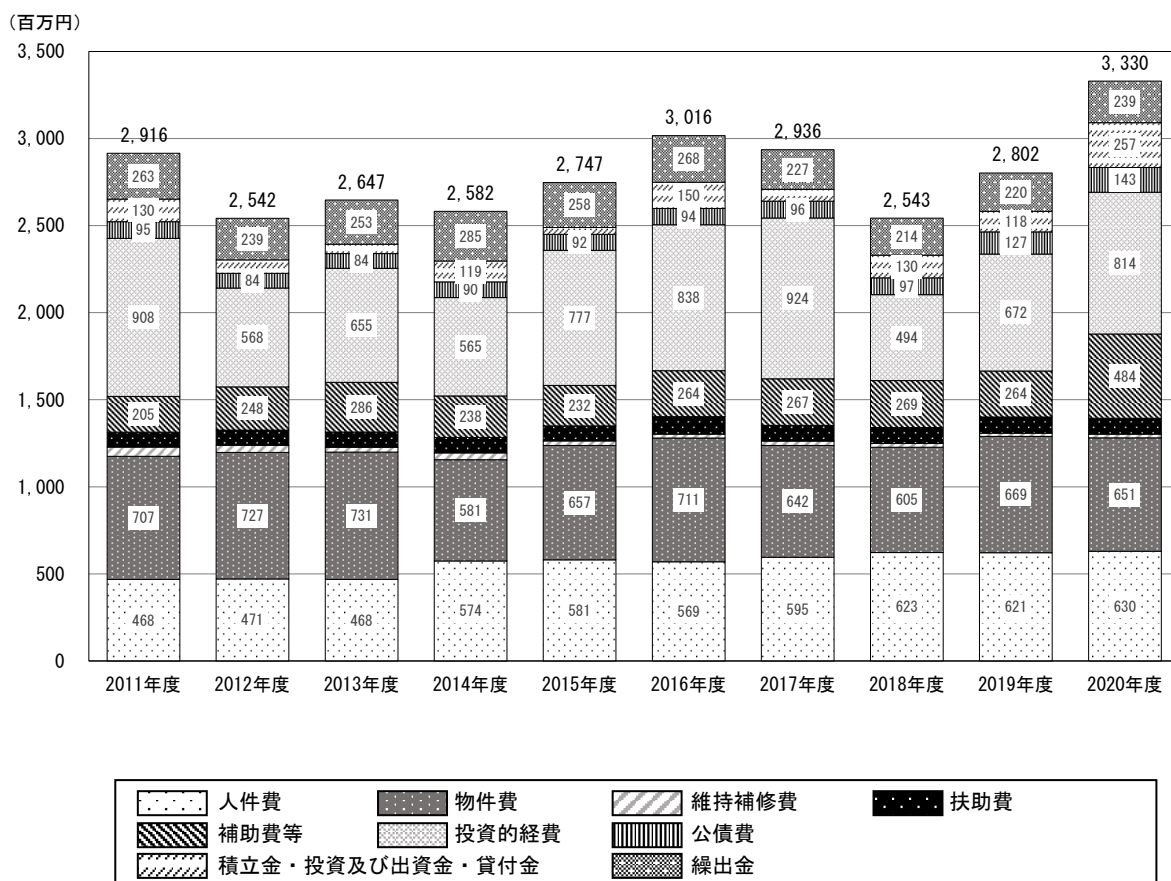
2 歳出の状況

歳出状況は、30億円前後で増減を繰り返しながら推移しており、2020年度は33億円となっています。

内訳をみると、人件費、補助費等、公債費、「積立金・投資及び出資金・貸付金」が増加傾向となっています。また、投資的経費は年度により増減がみられますが、維持補修費は減少傾向で推移しています。

財源の確保のためにも、今後、一層の費用の削減に努める必要があると考えられます。

〔歳出の推移〕



(単位：千円)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
人件費	468,386	470,515	467,941	574,479	580,529
物件費	707,138	727,368	731,378	580,748	657,209
維持補修費	52,400	40,666	27,893	39,911	25,311
扶助費	85,735	87,615	86,984	88,850	86,769
補助費等	205,365	247,703	285,914	237,512	231,925
消費的経費	1,519,024	1,573,867	1,600,110	1,521,500	1,581,743
投資的経費	907,986	567,971	654,964	565,332	776,572
公債費	95,357	84,013	84,137	90,123	91,930
積立金・投資及び 出資金・貸付金	130,208	77,370	54,250	119,362	39,152
繰出金	263,292	238,907	253,110	285,249	258,080
合計	2,915,867	2,542,128	2,646,571	2,581,566	2,747,477
義務的経費	649,478	642,143	639,062	753,452	759,228

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
人件費	569,270	595,441	622,773	621,279	630,190
物件費	710,889	642,345	604,897	668,608	650,632
維持補修費	22,585	25,168	20,673	17,743	21,449
扶助費	99,996	90,143	91,995	93,053	91,609
補助費等	263,695	267,352	269,357	264,015	483,888
消費的経費	1,666,435	1,620,449	1,609,695	1,664,698	1,877,768
投資的経費	837,943	923,688	493,758	672,273	813,605
公債費	93,941	95,913	96,630	127,060	142,756
積立金・投資及び 出資金・貸付金	150,439	68,700	129,607	118,118	257,450
繰出金	267,620	226,805	213,529	220,176	238,737
合計	3,016,378	2,935,555	2,543,219	2,802,325	3,330,316
義務的経費	763,207	781,497	811,398	841,392	864,555

※義務的経費は、人件費、扶助費、公債費の合計

第2節 投資的経費の状況

1 建築物系施設

建築物系施設の過去5年間の投資的経費の推移をみると、全体では、年間平均2億1千万円となります。このうち、既存更新分が1億6千万円、新規整備分が5千万円となっています。

〔建築物系施設の過去5年間の投資的経費の推移〕

(単位：千円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	平均
学校教育系施設		9,509	10,631	36,981	88,089	66,669	42,376
	既存更新分	9,509	10,631	36,981	88,089	66,669	42,376
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
公営住宅		2,578	3,320	0	13,240	20,387	7,905
	既存更新分	2,578	3,320	0	13,240	20,387	7,905
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
文化系・社会 教育系施設		7,655	92,642	6,374	51,445	20,008	35,625
	既存更新分	2,147	58	1,434	1,697	20,008	5,069
	新規整備分	5,508	92,584	4,940	49,748	0	30,556
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
スポーツ・レク リレーション系 施設		8,358	16,702	28,114	1,866	26,789	16,366
	既存更新分	8,358	16,702	28,114	1,866	23,006	15,609
	新規整備分	0	0	0	0	3,783	757
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
産業系施設		67	67	67	67	67	67
	既存更新分	0	0	0	0	0	0
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	67	67	67	67	67	67
子育て支援施設		35	27,683	4,510	5,954	61,990	20,034
	既存更新分	35	27,683	4,510	5,954	61,990	20,034
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
保健・福祉施設		404	747	677	99	970	579
	既存更新分	404	747	677	99	970	579
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
医療施設		30,605	1,713	1,585	2,002	44,248	16,031
	既存更新分	0	1,119	1,359	2,002	44,248	9,746
	新規整備分	30,605	594	226	0	0	6,285
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
行政系施設		4,497	5,419	4,944	901	33,510	9,854
	既存更新分	4,497	5,419	4,944	901	33,510	9,854
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0

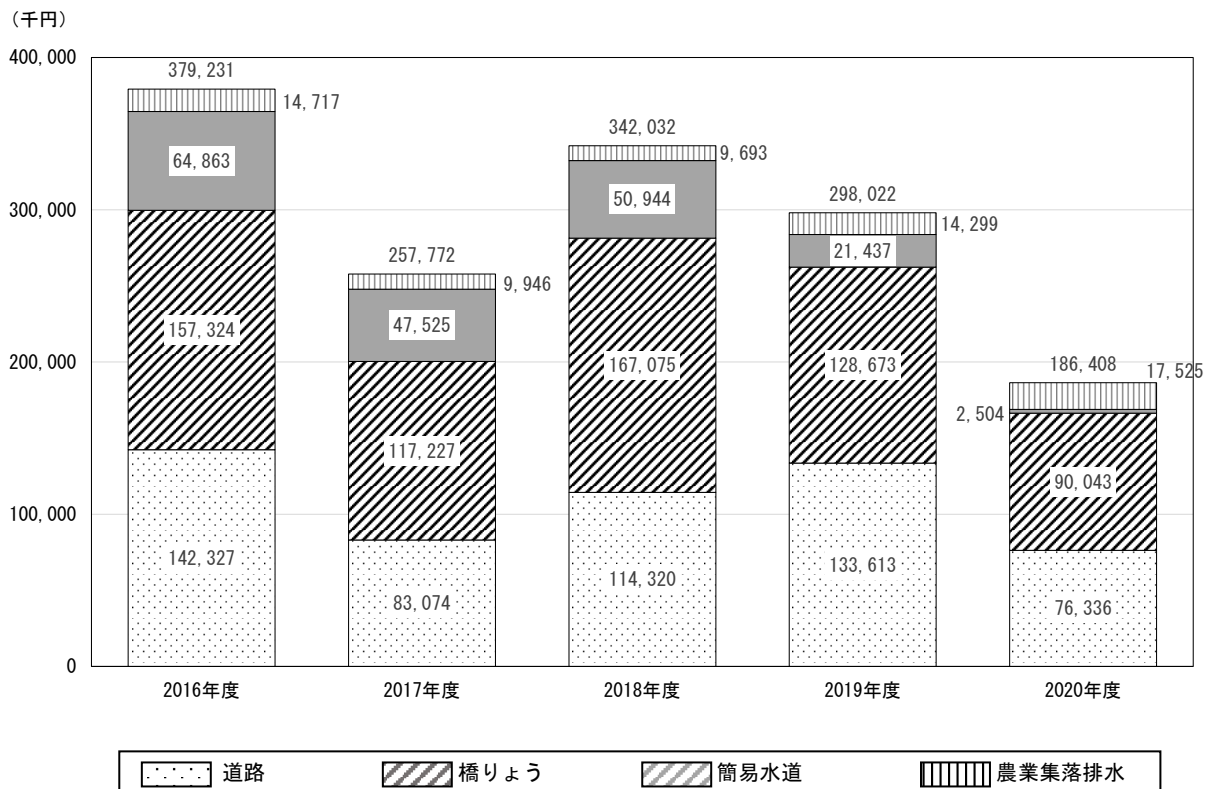
		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	平均
供給処理施設		31,188	27,935	45,431	27,946	13,063	29,113
	既存更新分	31,188	27,935	45,431	27,946	13,063	29,113
	新規整備分	0	0	0	0	0	0
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
その他		2,686	16,181	53,174	87,868	14,200	34,822
	既存更新分	2,686	6,087	48,325	51,172	120	21,678
	新規整備分	0	10,094	4,849	36,696	14,080	13,144
	用地取得分	0	0	0	0	0	0
合計		97,582	203,040	181,857	279,477	301,901	212,771
	既存更新分	61,402	99,701	171,775	192,966	283,971	161,963
	新規整備分	36,113	103,272	10,015	86,444	17,863	50,741
	用地取得分	67	67	67	67	67	67

2 インフラ系施設等

インフラ系施設等の過去5年間の投資的経費の推移をみると、5年間の平均は道路が年間1億1千万円、橋りょうが年間1億3千万円、簡易水道が年間4千万円、農業集落排水が年間1千万円となり、合計すると2億9千万円になります。道路法面、トンネルの投資的経費はありません。

このうち、既存更新分が年間1億7千万円と全体の59%を占め、新規整備分は年間1億1千万円で39%となっています。

〔インフラ系施設等の過去5年間の投資的経費の推移〕



(単位：千円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	平均
道路	142,327	83,074	114,320	133,613	76,336	109,934
既存更新分	34,535	37,840	65,392	85,705	76,336	59,962
新規整備分	106,694	39,779	48,049	45,355	0	47,975
用地取得分	1,098	5,455	879	2,553	0	1,997
道路法面	0	0	0	0	0	0
既存更新分	0	0	0	0	0	0
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	0	0	0	0	0
トンネル	0	0	0	0	0	0
既存更新分	0	0	0	0	0	0
新規整備分	0	0	0	0	0	0
用地取得分	0	0	0	0	0	0
橋りょう	157,324	117,227	167,075	128,673	90,043	132,068
既存更新分	46,582	71,993	118,161	78,990	90,043	81,154
新規整備分	106,694	39,779	48,049	47,218	0	48,348
用地取得分	4,048	5,455	865	2,465	0	2,567
簡易水道	64,863	47,525	50,944	21,437	2,504	37,455
既存更新分	23,985	43,161	49,972	5,564	2,504	25,037
新規整備分	40,878	4,364	972	15,873	0	12,417
用地取得分	0	0	0	0	0	0
農業集落排水	14,717	9,946	9,693	14,299	17,525	13,236
既存更新分	3,421	7,286	5,599	8,563	13,059	7,586
新規整備分	11,296	2,660	4,094	5,736	4,466	5,650
用地取得分	0	0	0	0	0	0
合計	379,231	257,772	342,032	298,022	186,408	292,693
既存更新分	108,523	160,280	239,124	178,822	181,942	173,739
新規整備分	265,562	86,582	101,164	114,182	4,466	114,391
用地取得分	5,146	10,910	1,744	5,018	0	4,564

※投資的経費の内訳は、千円以下を四捨五入しているため、合計と合致しない箇所があります。

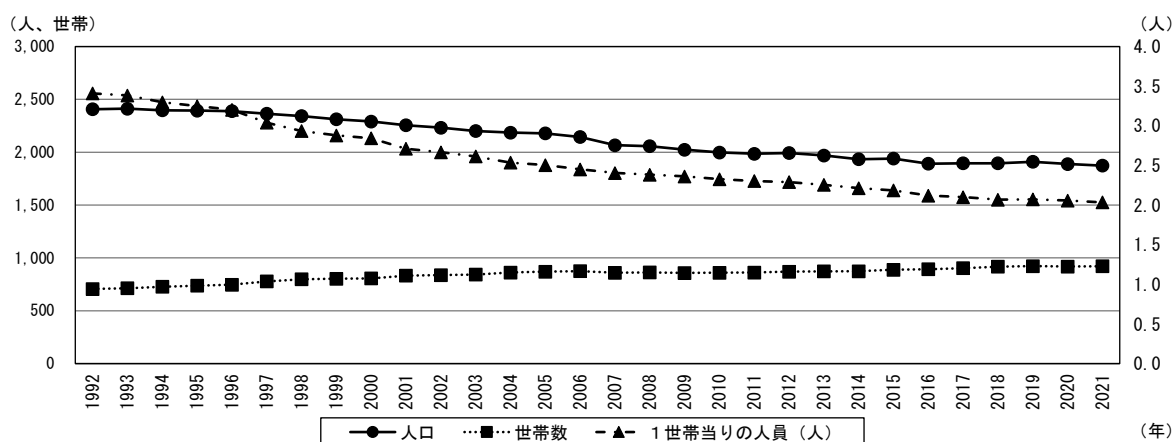
第4章 人口の動向分析

第1節 人口等の現況

1 人口・世帯

住民基本台帳によると、本村の人口は減少傾向で推移しており、2021年は1,873人となっています。一方、世帯は増加傾向で推移し、2021年は921世帯となっています。1世帯あたりの人員もゆるやかに減少し、2021年は1世帯あたり2.0人と、1992年から1.4人減少しており、核家族化が進行していると考えられます。

〔住民基本台帳による人口と世帯数の推移〕



	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
人口 (人)	2,407	2,412	2,397	2,394	2,389	2,365	2,342	2,312	2,291	2,255
世帯数 (世帯)	706	713	727	737	746	778	798	803	806	832
1世帯当りの人員 (人)	3.4	3.4	3.3	3.2	3.2	3.0	2.9	2.9	2.8	2.7
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
人口 (人)	2,232	2,201	2,186	2,179	2,144	2,066	2,057	2,024	1,998	1,986
世帯数 (世帯)	837	842	862	870	875	859	863	857	859	862
1世帯当りの人員 (人)	2.7	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
人口 (人)	1,993	1,969	1,934	1,940	1,892	1,896	1,896	1,910	1,888	1,873
世帯数 (世帯)	870	873	874	888	893	903	917	922	918	921
1世帯当りの人員 (人)	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0

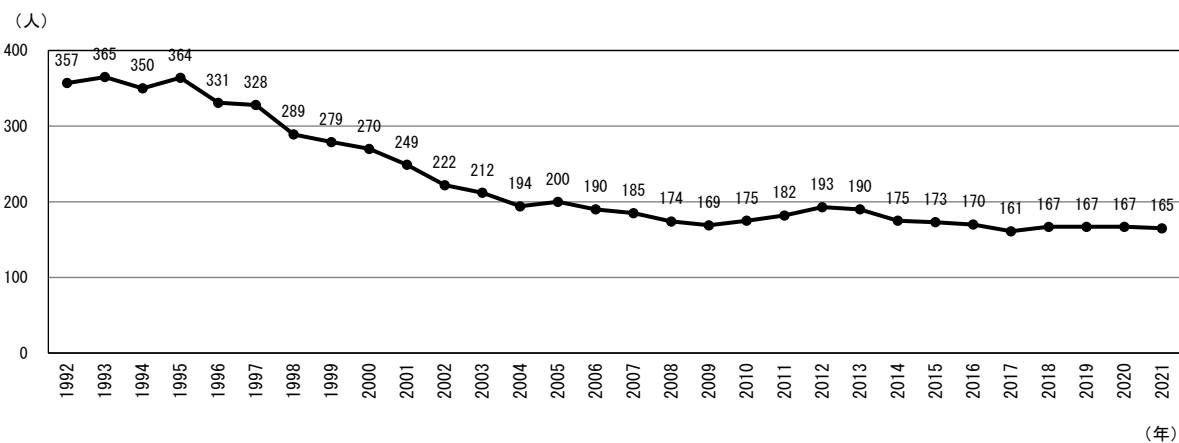
※1992年～2000年は、東京都の統計より各年1月1日現在

※2001年～2021年は、住民基本台帳人口より10月1日現在

2 児童・生徒数

本村の児童・生徒数の推移をみると、1990年代以降は人口の減少に伴い、児童・生徒数も減少していましたが、近年は減少傾向が落ち着き170人前後を横ばいで推移しており、2021年は165人となっています。

〔児童・生徒数の推移〕



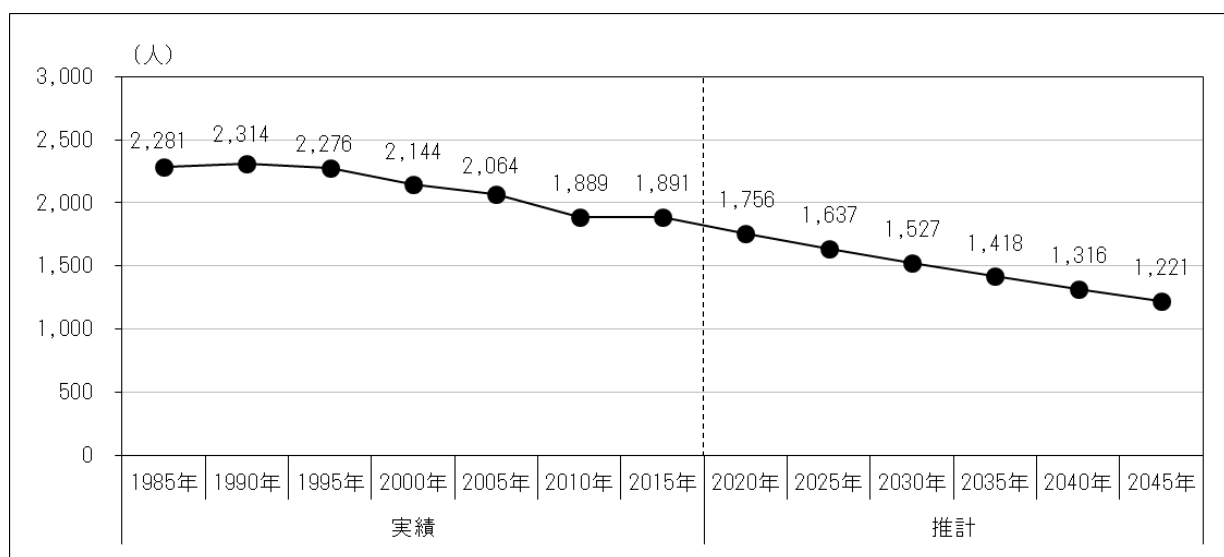
第2節 神津島村総合戦略・人口ビジョンからみた人口の推移と推計

1 総人口の推移と将来推計

国勢調査によると、本村の人口は1990年まで増加していたものの、以降は減少傾向で推移していましたが、2015年には2010年よりも若干の増加がみられました。また、ピークである1990年から18.3%減少し1,891人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した推計によると、本村の人口は今後減少傾向が続き、2045年には1,221人まで減少するとされており、2015年から35.4%の減少となっています。

〔人口推移と将来推計〕



※出典：第2次神津島村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

〔2015年以降の将来推計〕

(単位：人)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	1,891	1,756	1,637	1,527	1,418	1,316	1,221
増減数	—	▲135	▲119	▲110	▲109	▲102	▲95
増減率	—	▲7.1%	▲6.8%	▲6.7%	▲7.1%	▲7.2%	▲7.2%

※▲はマイナスを示しています。

※将来推計は、小数点以下を四捨五入しているため、増減数と合致しない箇所があります。

2 年齢3区分人口の推移

年少人口は、1990年をピークにそれ以降は減少傾向で推移しており、2000年に老年人口を下回ってからも、減少を続けています。

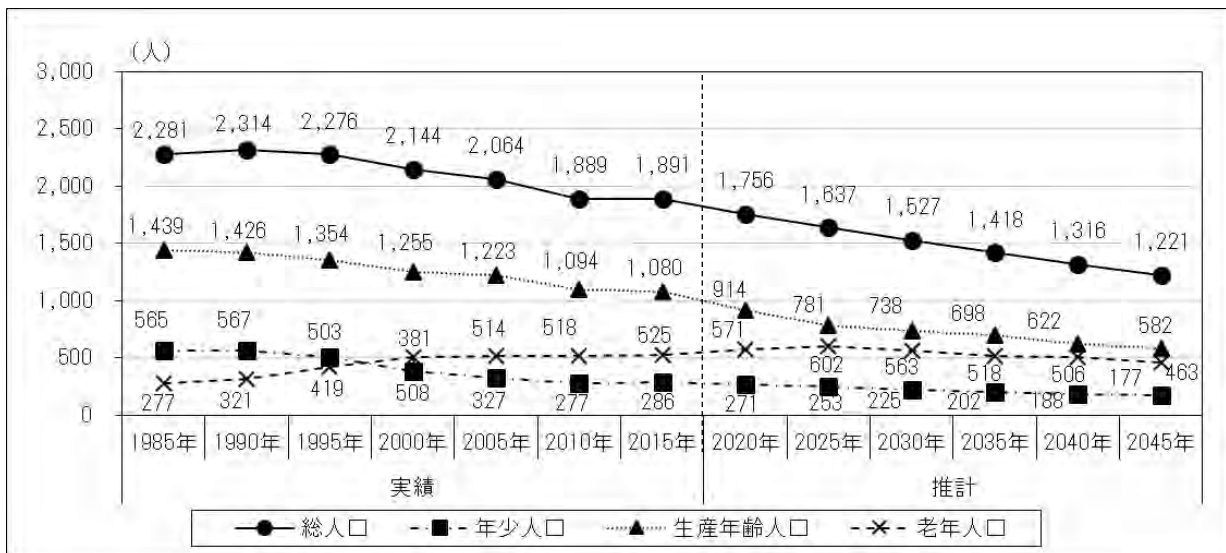
生産年齢人口は、減少傾向で推移し、2015年以降も減少は続くと推計されています。

一方、老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また平均寿命が延びたことから、増加傾向で推移していましたが、2025年をピークに以降は減少傾向に転じると推計されています。

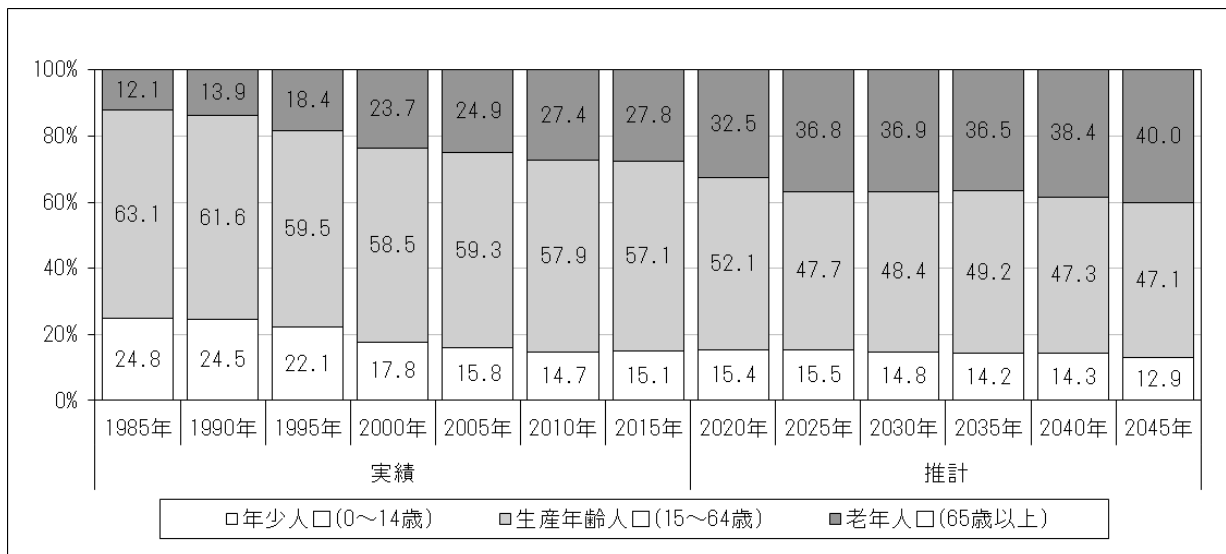
年齢3区分人口の割合をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少傾向で推移しており、老年人口割合は増加傾向で推移しています。

2015年には年少人口15.1%、生産年齢人口57.1%、老年人口27.8%となっており、以降も同様の傾向で推移するとみられ、2045年には生産年齢人口約1.3人で1人の高齢者を支えることになると推測されます。

〔年齢3区分別人口の推移〕



〔年齢3区分人口割合の推移〕



※出典：第2次神津島村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略

第5章 施設のあり方に関する村民ニーズ

本計画策定の基礎資料とするため、2016年6～7月に、村民200名を対象に、「神津島村の公共施設に関する村民アンケート調査」を実施し、95件（回収率47.5%）の回答を得ました。その概要は以下のとおりです。

第1節 公共施設の利用状況と満足度

1 最近3年間の公共施設の利用状況

主な公共施設の利用状況は、以下のとおりです。

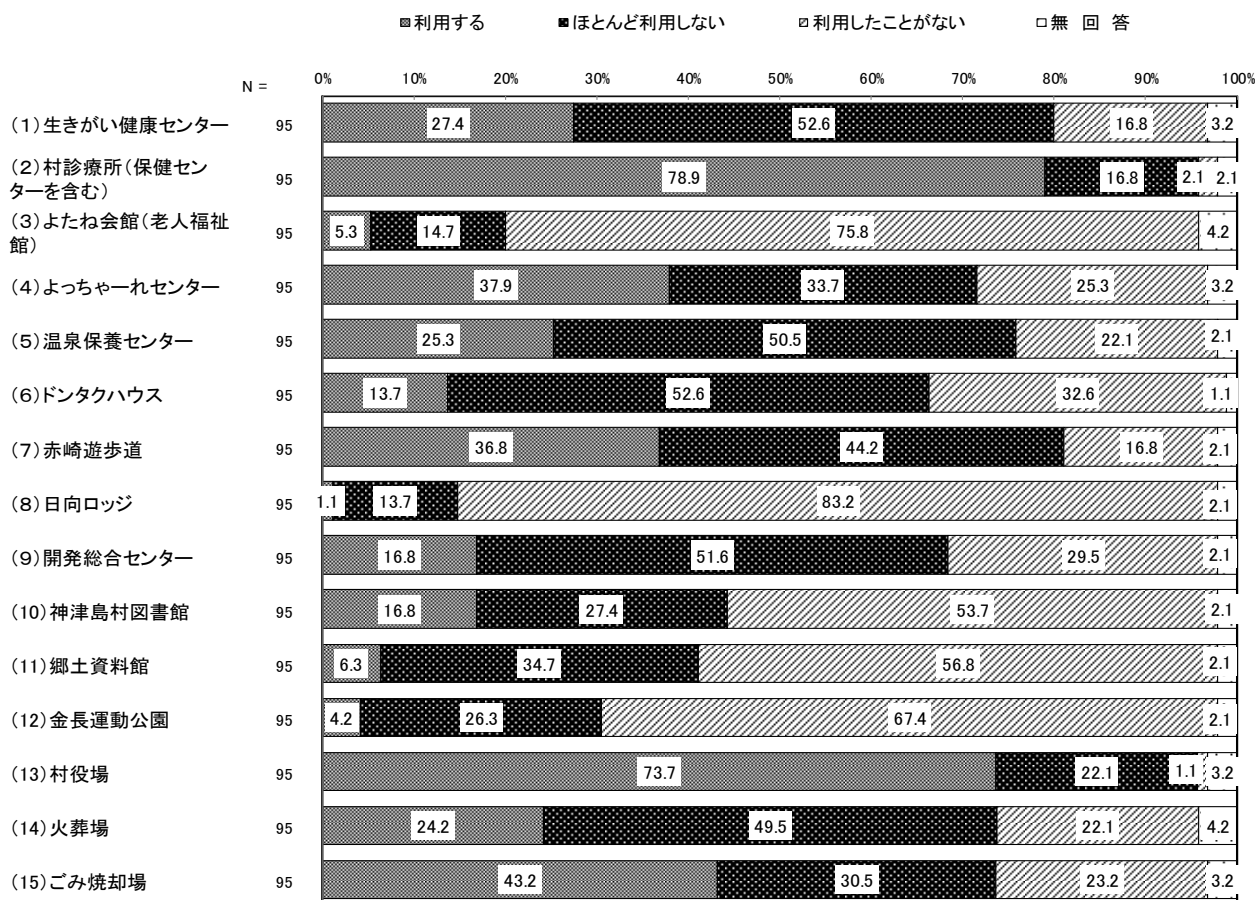
「利用する」と回答した方は、「村診療所（保健センターを含む）」が79%と最も多く、次いで「村役場」が74%、「ごみ焼却場」が43%となっています。

「ほとんど利用しない」と回答した方は、「生きがい健康センター」、「ドンタクハウス」がともに53%と最も多く、次いで「開発総合センター」が52%となっています。

「利用したことがない」と回答した方は、「日向ロッジ」が83%と最も多く、次いで「よたね会館（老人福祉館）」が76%、「金長運動公園」が67%となっています。

問5-1① 最近3年間の公共施設の利用状況

〔最近3年間の公共施設の利用状況〕



※回答状況の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない箇所があります。

2 最近3年間の公共施設の施設満足度

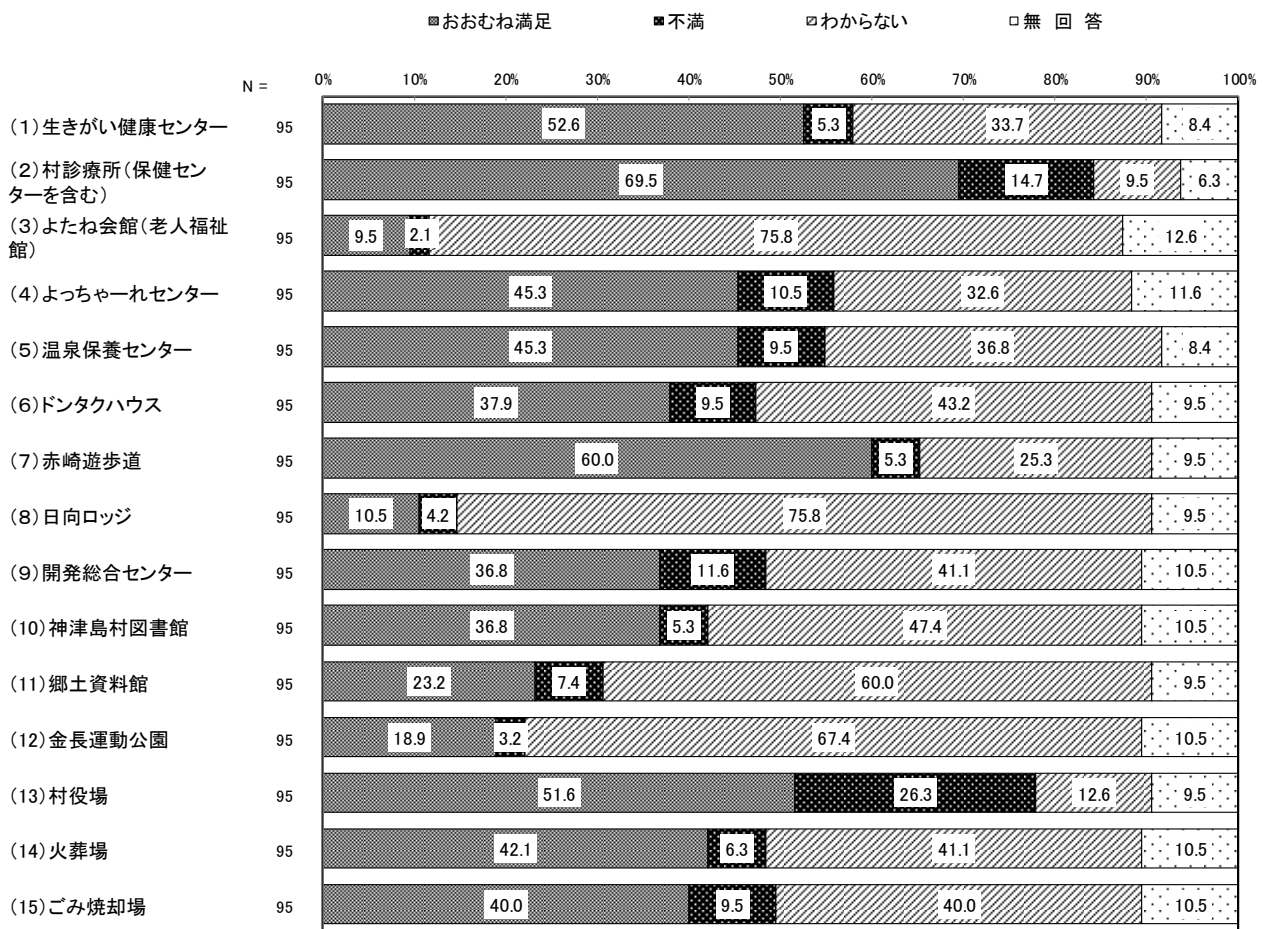
主な公共施設の施設満足度は、以下のとおりです。

「おおむね満足」と回答した方は、「村診療所（保健センターを含む）」が70%と最も多く、次いで「赤崎遊歩道」が60%、「生きがい健康センター」が53%となっています。

「不満」と回答した方は、「村役場」が26%と最も多く、次いで「村診療所（保健センターを含む）」が15%、「開発総合センター」が12%となっています。

〔最近3年間の公共施設の施設満足度〕

問5-1② 最近3年間の公共施設の施設満足度



※回答状況の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない箇所があります。

3 施設維持の考え方

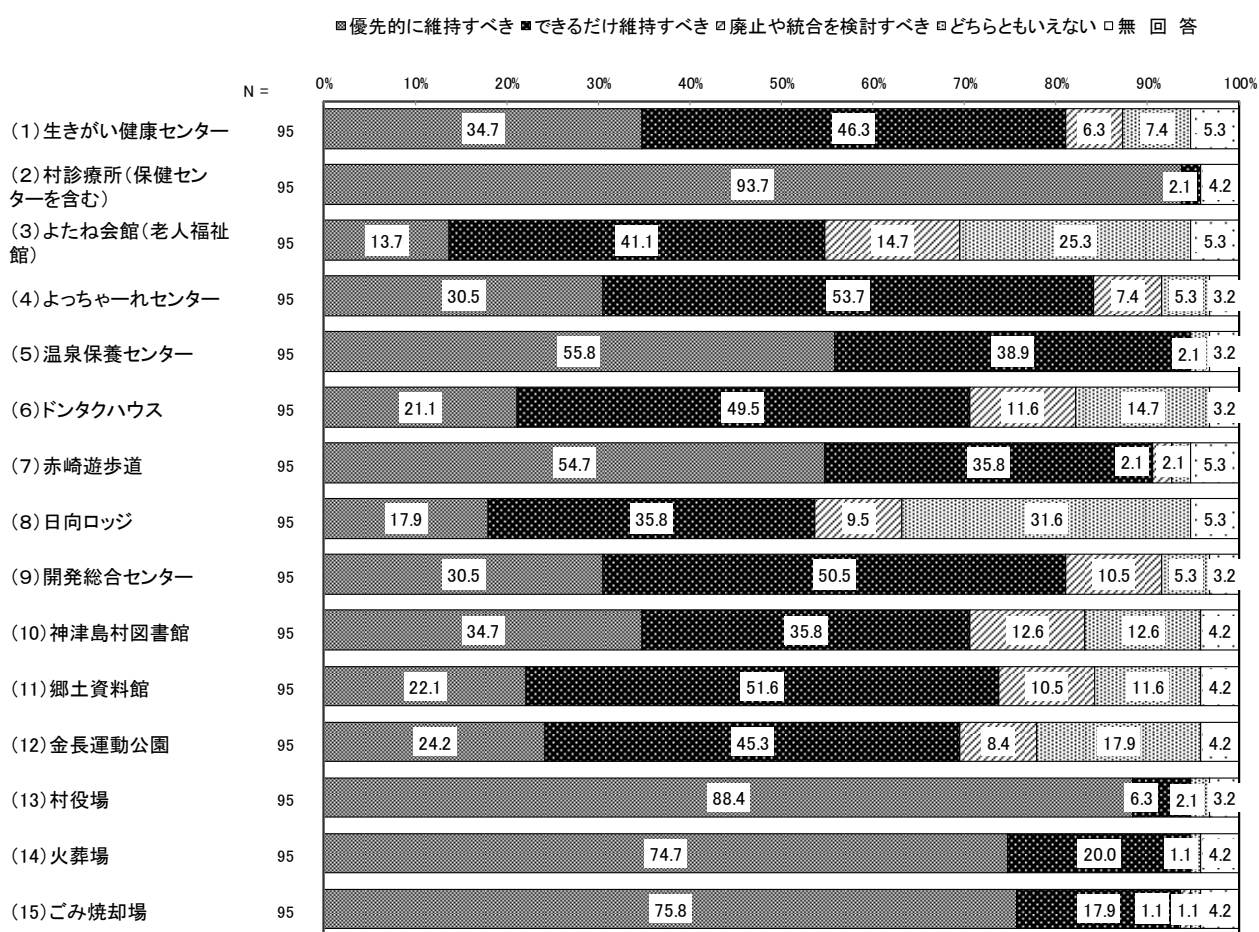
今後の施設維持の考えは、「優先的に維持すべき」と回答した方は、「村診療所（保健センターを含む）」が94%と最も多く、次いで「村役場」が88%、「ごみ焼却場」が76%となっています。

「できるだけ維持すべき」と回答した方は、「よっちゃーれセンター」が54%と最も多く、次いで「郷土資料館」が52%、「開発総合センター」が51%となっています。

「廃止や統合を検討すべき」と回答した方は、「よたね会館（老人福祉館）」が15%と最も多く、次いで「神津島村図書館」が13%、「ドンタクハウス」が12%となっています。

〔施設維持の考え方〕

問5-2① 施設維持の考え方



※回答状況の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない箇所があります。

4 廃止や統合を検討すべきと答えた理由

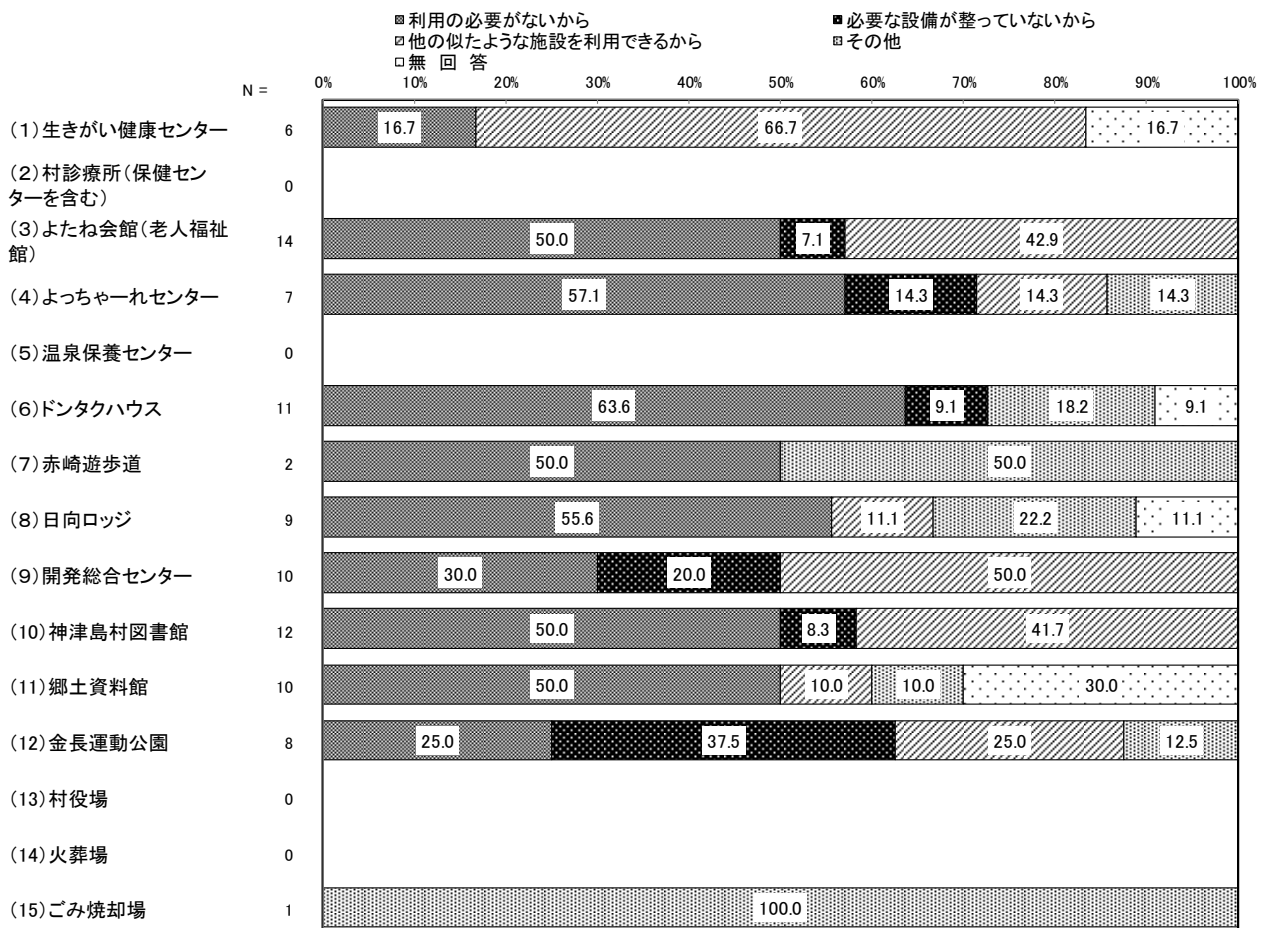
前頁の「3 施設維持の考え方」で「廃止や統合を検討すべき」と回答された方の理由について、全体的に回答者数は少ないものの、「利用の必要がないから」と回答した方は、「ドンタクハウス」が64%と最も多く、次いで「よっちゃーれセンター」が57%、「日向ロッジ」が56%となっています。

「必要な設備が整っていないから」と回答した方は、「金長運動公園」が38%と最も多く、次いで「開発総合センター」が20%、「よっちゃーれセンター」が14%となっています。

「他の似たような施設を利用できるから」と回答した方は、「生きがい健康センター」が67%と最も多く、次いで「開発総合センター」が50%、「よたね会館（老人福祉館）」が43%となっています。

〔廃止や統合を検討すべきと答えた理由〕

問5-2② 廃止や統合を検討すべきと答えた理由



※回答状況の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない箇所があります。

第2節 公共施設の今後のあり方

1 公共施設の今後のあり方についての考え

実施すべきという回答（「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」の合計）は、「(2) 利用がない施設等は、売買（賃貸）など行う」が78%と最も多く、次いで「(3) 複数の施設を集約・統合し、費用を削減する」、「(10) 既存施設を他施設に転用し、新設費用等を抑える」がともに77%となっています。

実施すべきではないという回答（「どちらかといえば実施すべきではない」と「実施すべきではない」の合計）は、「(6) 税金により広く公平に村民の負担を増やす」が58%と最も多く、次いで「(5) 維持管理等必要経費に見合うよう、利用料を上げる」が45%、「(11) 利用者が地域に限られる施設は、地域が管理を行う」が22%となっています。

回答状況を個別にみると、「(1) 利用が少ない施設は、廃止を検討する」は、「積極的に実施すべき」が35%と最も多く、次いで「どちらかといえば実施すべき」が26%、「どちらかといえば実施すべきではない」が17%となっています。

「(2) 利用がない施設等は、売買（賃貸）など行う」は、「積極的に実施すべき」が47%と最も多く、次いで「どちらかといえば実施すべき」が31%、「どちらかといえば実施すべきではない」が5%となっています。

「(3) 複数の施設を集約・統合し、費用を削減する」は、「積極的に実施すべき」が42%と最も多く、次いで「どちらかといえば実施すべき」が35%となっています。

「(4) 現在の施設を計画的に修繕し、長く使用する」は、「どちらかといえば実施すべき」が40%と最も多く、次いで「積極的に実施すべき」が31%、「どちらかといえば実施すべきではない」が6%となっています。

「(5) 維持管理等必要経費に見合うよう、利用料を上げる」は、「どちらかといえば実施すべきではない」が27%と最も多く、次いで「どちらかといえば実施すべき」が23%、「実施すべきではない」が18%となっています。

「(6) 税金により広く公平に村民の負担を増やす」は、「実施すべきではない」が33%と最も多く、次いで「どちらかといえば実施すべきではない」が25%、「どちらかといえば実施すべき」が13%となっています。

「(7) 施設を活用し、民間企業等から収入を得る」は、「どちらかといえば実施すべき」が31%と最も多く、次いで「積極的に実施すべき」が24%となっています。

「(8) 他事業を精査した財源で、公共施設を維持・更新する」は、「どちらかといえば実施すべき」が35%と最も多く、次いで「積極的に実施すべき」が31%となっています。

「(9) 民間のノウハウを活用し、人件費等を抑える」は、「どちらかといえば実施すべき」が34%と最も多く、次いで「積極的に実施すべき」が28%、「どちらかといえば実施すべきではない」が5%となっています。

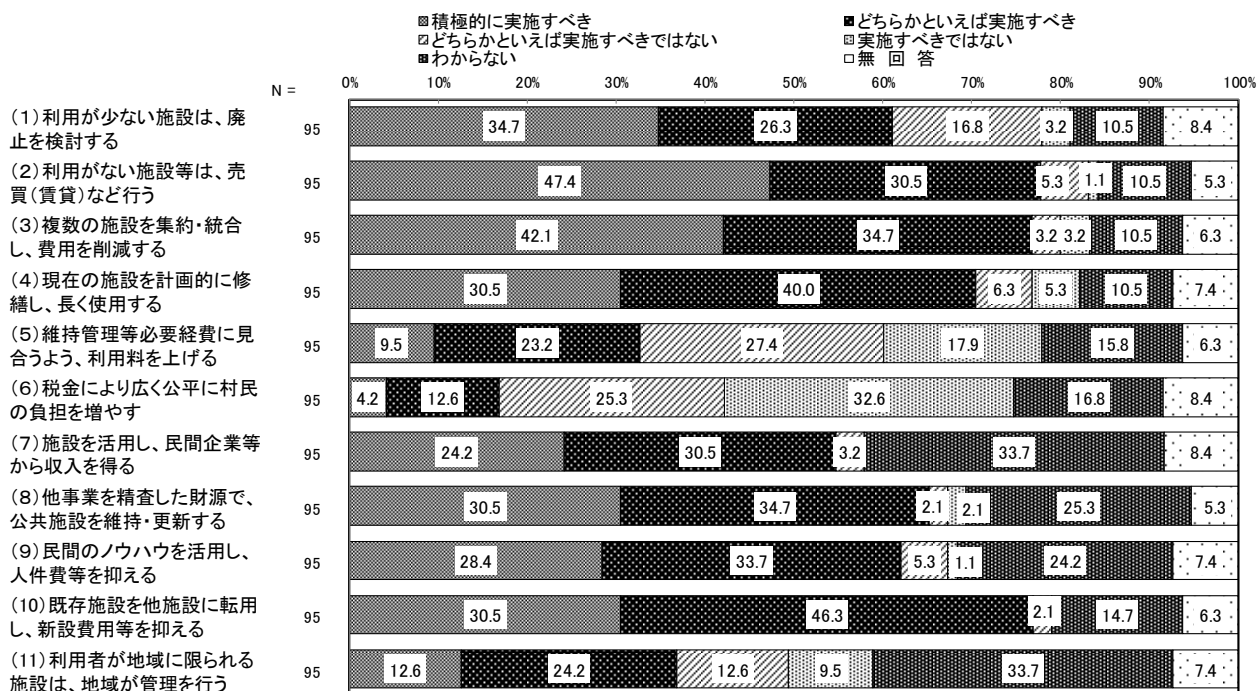
「(10) 既存施設を他施設に転用し、新設費用等を抑える」は、「どちらかといえば実施すべき」が46%と最も多く、次いで「積極的に実施すべき」が31%となっています。

「(11) 利用者が地域に限られる施設は、地域が管理を行う」は、「どちらかといえば実施すべき」が24%と最も多く、次いで「積極的に実施すべき」、「どちらかといえば実施すべきではない」がともに13%となっています。

「(12) その他」として、3名の方が意見を回答しています。

〔公共施設の今後のあり方についての考え〕

問8 公共施設の今後のあり方についての考え



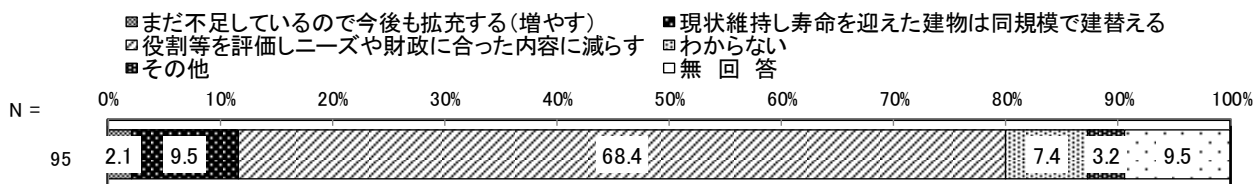
※回答状況の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない箇所があります。

2 今後の公共施設の整備や管理運営

今後、公共施設の修繕や更新（建替え）に必要な財源が不足してくることが予測されます。将来的な見通しを踏まえて、今後の公共施設の整備や管理運営についての考えは、「役割等を評価しニーズや財政に合った内容に減らす」が68%と最も多く、次いで「現状維持し寿命を迎えた建物は同規模で建替える」が10%となっています。

〔今後の公共施設の整備や管理運営〕

問9 今後の公共施設の整備や管理運営

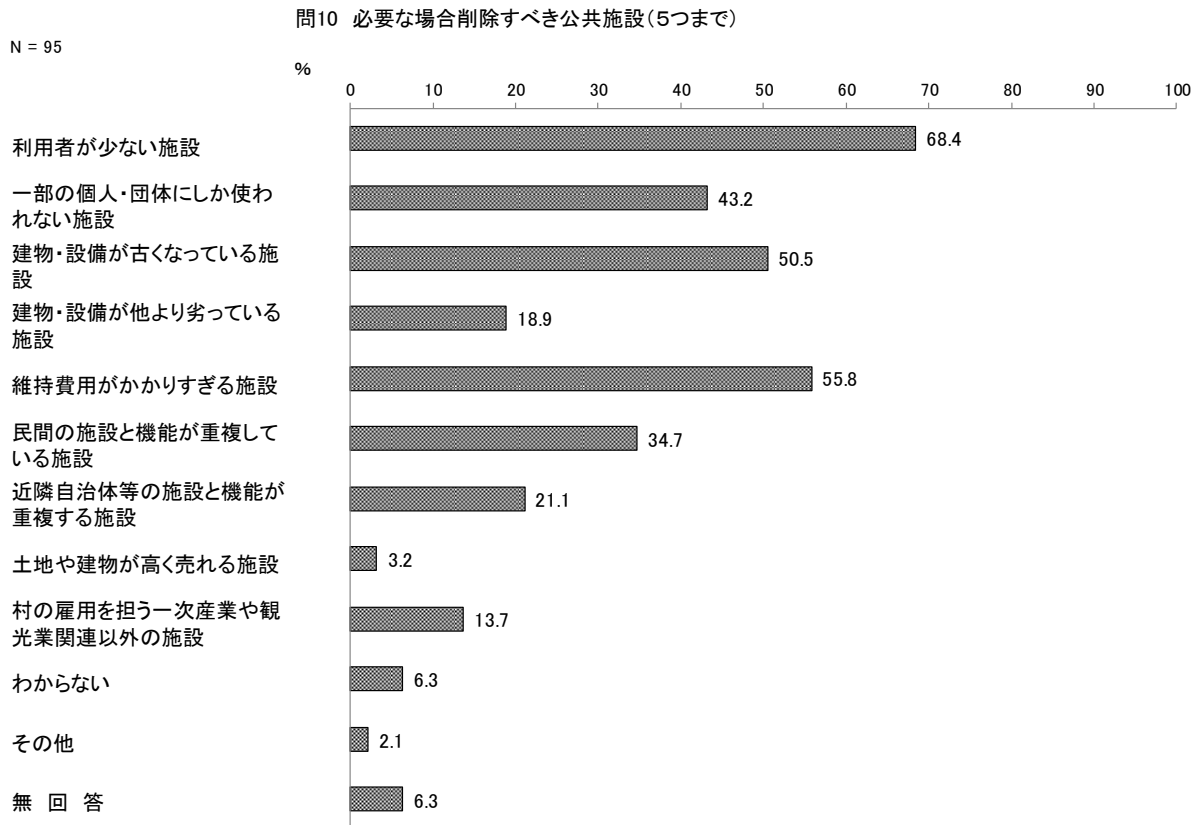


※回答状況の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%になりません。

3 必要な場合削除すべき公共施設

「利用者が少ない施設」が68%と最も多く、次いで「維持費用がかかりすぎる施設」が56%、「建物・設備が古くなっている施設」が51%となっています。

〔必要な場合削除すべき公共施設〕

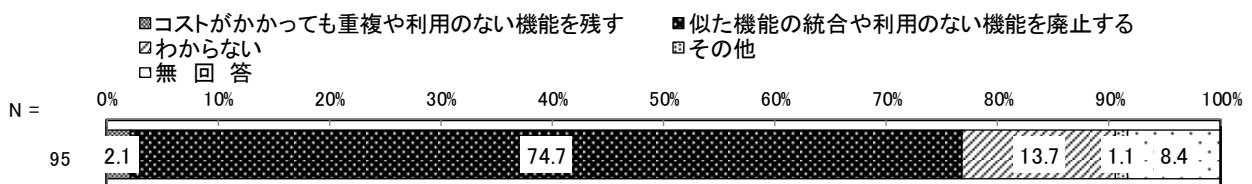


4 公共施設の機能に対する考え

公共施設には様々な機能（集会の場や学習の場など）がありますが、他の施設と重複している機能やあまり利用されていない機能がある場合の対応については、「似た機能の統合や利用のない機能を廃止する」が75%と最も多くみられます。

〔公共施設の機能に対する考え〕

問11 公共施設の機能に対する考え



第6章 総合管理の方向

第1節 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

公共施設等の適正な管理に向け、以下の基本方針を掲げます。

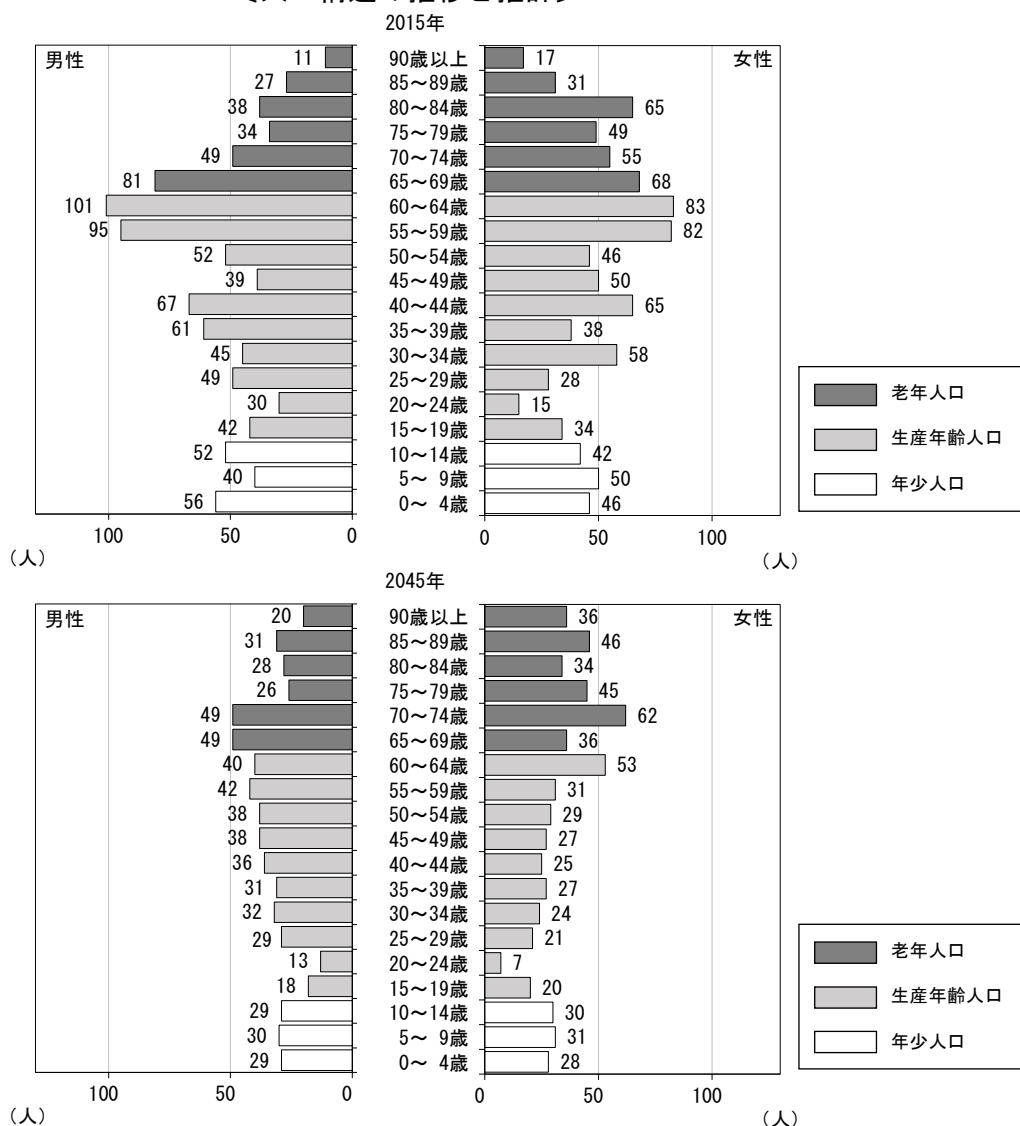
1 人口減少時代への対応

人口構造の推移をみてみると、2015年には20歳代前半が特に少なく、50歳代後半から60歳代の人口が多い「逆ひょうたん型」であったものが、2045年には全体的に人口が減少し、年代ごとの差が少ない「つぼ型」に変化しています。

2015年から2045年の年代ごとの人口の増減をみてみると、年少人口及び生産年齢人口はおおむね大きく減少することが見込まれます。

今後、人口の規模や年齢構成にあわせ、公共施設等の供給量の適正化や既存施設の有効活用、民間活力の導入等による効率的な管理・運営を随時検討していく必要があります。

〔人口構造の推移と推計〕



※出典：神津島村総合戦略・人口ビジョン

※年齢階層別人口の内訳は、小数点以下を四捨五入しているため、合計が前頁の文章と異なる箇所があります。

2 公共施設等の点検・診断及び維持管理、修繕・更新、耐震化の実施方針

(1) 建築物系施設の実施方針

本村の建築物系施設のうち、延床面積ベースで 80%が新耐震基準（1982 年度以降）で建設されており、旧耐震基準（1981 年度以前）にあたる 20%の施設のうち、耐震化実施済の施設は 15%で、耐震化未実施の施設は全体の 5%となっています。

建築物系施設の維持管理及び修繕・更新、耐震化は、建設時から経過した年月によって、その対処方法が異なるため、公共建築物を、1981 年度以前の旧耐震基準で建築された施設となる「旧耐震基準建築物」と、新耐震基準に適合する「新耐震基準建築物」の 2つに分類し、維持管理及び修繕・更新、耐震化の実施方針を以下に整理しました。

また、建築物の生涯費用はライフサイクルコストで表わされます。建築物の建設時に発生するインシヤルコストとしての建設費用ばかりが注目されますが、建設費がライフサイクルコスト全体に占める割合は 5分の 1 程度といわれており、建設後の修繕費や維持管理経費等（ランニングコスト）が大きな割合を占めています。建設後の維持管理に係る費用は公共施設を維持し続ける限り、増大することはあっても減少することは難しく、財政に対する負担としてあり続けることを考慮する必要があります。

建築物系施設の維持管理においては、損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

これらを踏まえ、建築物系施設の点検・診断及び維持管理、修繕・更新、耐震化等には、多額の経費が必要であるため、点検・診断結果等をもとに事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

旧耐震基準建築物	新耐震基準建築物
ア 耐震診断を実施するとともに、耐震診断の結果を踏まえ、費用や利用状況等を考慮して耐震改修や大規模改修を実施する。	ア 定期点検を実施し、既に大規模改修の実施時期を迎えている施設や利用者の多い施設は劣化調査を実施の上、修繕や大規模改修を検討する。
イ 耐震性の認められた施設や既に耐震化が行われている施設は機能維持に向けた点検を行う。	イ 建築後15年～20年（屋上防水や外壁の劣化の目安）を目安に劣化調査を検討し、長期使用を前提として定期点検を実施する。
ウ 耐震診断により耐震性を保有していない建物については、耐震化に係る費用や利用状況等も考慮しながら複合化や統合・廃止、規模縮小等を検討する。	ウ 定期点検結果を踏まえ、修繕の実施や劣化状況に応じて建築後30年を目安に大規模改修を検討するとともに、利用状況等も考慮しながら複合化の可能性を併せて検討する。
	エ 「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を推進する。

(2) インフラ系施設の実施方針

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検がありますが、特に、道路及び道路法面・橋りょう・トンネル等の道路附属施設については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年ごとの定期的な点検があります。

さらに、近年の橋りょうの老朽化の進展を踏まえ、道路法施行規則の一部を改正する省令（2014年国土交通省令第39号）及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（2014年国土交通省告示第426号。以下「告示」という。）が2014年7月1日より施行され、橋りょう・トンネル等は、国が定める統一的な基準により診断を行い、統一的な尺度で健全性の診断結果を分類することとなりました。

本村においても、2010年度に「神津島村橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、2017年度に改修工事を実施しており、その後は点検を5年おきに実施し、今後30年間にわたり維持管理することとなっています。また、トンネルや道路法面においても、これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果をシステム管理し、適切な維持管理を図ります。

3 安全の確保

多くの人々が利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努める必要があります。一方、公共施設等には、災害時の応急・復旧対応、避難所・避難路など、効率性だけで判断できない公益性があります。

本村は、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要があります。

東日本大震災や、2015年9月の関東・東北豪雨、2016年4月の熊本地震等の大災害の教訓からも、大規模災害時における応急対応の中核を担う役場本庁舎や、学校等の指定避難所としての機能確保が必要になっています。この点は、本村の災害対応時の脆弱性のひとつとなっており、国土強靱化の観点からも公共施設等の安全の確保が求められています。

旧耐震基準の公共施設等について、計画的に耐震診断・耐震改修、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を図ります。

4 長寿命化の推進

一般に、RC造の建造物の更新時期は50年、木造は30年といわれています。また、1981年の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本村では、現有の建築物系施設の20%（延床面積の割合）が1981年以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修を行っていない施設も多く存在するほか、インフラについても長寿命化が要請されています。

財源に限りがある中で、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながらライフサイクルコストの縮減に努めるとともに、長期的な観点で、新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図っていきます。

5 ユニバーサルデザイン化の推進

本村の年齢3区分人口の割合をみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少傾向で推移しており、老年人口割合は増加傾向で推移しています。また、将来的には、年代ごとの差が少ない「つぼ型」の人口構成になると推計されています。

公共施設の利用率を向上させるためには、誰でも利用できる「人にやさしい」施設であることも重要であるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、個人のライフスタイルや価値観の多様化に対応し、年齢、性別、身体の状態、国籍などの違いにかかわらず、可能な限り多くの人が同じ施設・設備を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

また、施設・設備のユニバーサルデザイン化にあたっては、新築時又は改修工事の際に十分な検討を行うものとします。

6 統廃合や廃止の推進

人口減少時代を迎える中で、人口規模にあった公共施設等の統廃合や廃止による健全財政の推進は、多くの村民が望んでいます。

また、当該公共施設を現に利用している村民にとっては、サービスの低下が懸念されます。

村民アンケート調査結果をみると、優先的に維持すべきという回答割合が高い施設として「村診療所（保健センターを含む）（94%）」や「村役場（88%）」、「ごみ焼却場（76%）」などが上がっている一方で、廃止や統合を検討すべきという回答割合が比較的高い施設として「よたね会館（老人福祉館）（15%）」や「神津島村図書館（13%）」、「ドンタクハウス（12%）」などもみられました。

また、「利用が少ない施設は、廃止を検討する」という設問について61%が実施すべきと回答しています。同様に「利用がない施設等は、売買（賃貸）など行う」では78%、「複数の施設を集約・統合し、費用を削減する」では77%がそれぞれ実施すべきと回答しています。（詳細は「第5章 施設のあり方に関する村民ニーズ」を参照。）

このため、利用率の低く、目標使用年数を経過した施設については、「重要性」「老朽度」「環境適性度」等を勘案した上で、廃止や転換を適宜検討し有効活用等を図っていくとともに、施設更新の際は、単一機能での施設の建替えではなく、統合集約を検討していきます。

また、公共施設の整備・再編は、保全対策の優先度、施設本来の用途や利用形態などを総合的に判断して、以下の基本の方針を整理していきます。

維持/改善	計画期間において、維持/改善を図っていく公共施設とします。 施設を長く使うため、屋上防水や外壁改修、内装改修、設備更新等、定期的な改修や大規模改修を実施します。 目標使用年数を超えた施設は、財政負担も考慮しつつ計画的に改築を行います。
廃止等	計画期間において、廃止等とする公共施設とします。 財政負担も考慮しつつ計画的に解体等を検討します。
統合集約	計画期間において、周辺の公共施設等と統合集約を検討していく公共施設とします。 余剰が生じている施設に他の用途機能を持たせたり、同じ用途の施設をまとめることで、施設の利便性を高め、余剰面積の削減を図ります。
転換	計画期間において、施設の用途変更や民間への譲渡等を検討していく公共施設とします。 ニーズの変化に応じて、施設の用途や位置付けを変更したり、事業の民営化に伴って、施設を民間事業者へ譲渡又は貸し付けることで、公民連携による住民サービスの継続を図ります。

7 広域連携の取組み方針

観光面及び経済面での連携も見据え、伊豆諸島各町村や国、東京都との広域的な施設の共同利用や共同運営の検討を推進します。

8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけではなく、全庁的な情報共有体制、取組体制の構築を図るとともに、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。

また、本村の最上位計画である「第5次神津島村総合計画」や「第2次神津島村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画との整合を図りつつ、公共施設等に関する政策・施策に取り組みます。

さらに、施設関連データベースと固定資産台帳を連携させることにより、施設の土地・建物を資産としてとらえ、それらの資産情報を含む公共施設全般に関連する情報が一元的に管理できるような仕組みを検討していきます。

第2節 更新に係る経費の見込み

市町村の公共施設等総合管理計画の策定に向けて、一般財団法人地域総合整備財団が「公共施設等更新費用試算ソフト」を作成し、総務省が活用を推奨しています。

このソフトを用い、本村の公共施設等の更新に係る経費の見込みを算定すると以下のとおりとなります。

〔試算の前提〕

- ◇このソフトは、将来の財政運営の参考にするため、将来の公共施設等の更新費用を便宜的に推計できるよう開発されたもので、公共施設等の延床面積（インフラは整備済面積や整備延長）に更新単価を乗じて推計するものです。
- ◇2020年度末時点の状況をもとに、2022年度～2061年度の40年間の推計を行い、計画策定期間である2022年度からの更新費用額を試算しました。
- ◇更新単価は、以下のとおりです。

〔「公共施設等更新費用試算ソフト」での更新単価の設定〕

施設区分	項目	更新区分	単価
公共施設	学校教育系施設	大規模改修	17 万円/m ²
	公営住宅		17 万円/m ²
	文化系・社会教育系施設		25 万円/m ²
	スポーツ・レクリエーション系施設		20 万円/m ²
	産業系施設		25 万円/m ²
	子育て支援施設		17 万円/m ²
	保健・福祉施設		20 万円/m ²
	医療施設		25 万円/m ²
	行政系施設		25 万円/m ²
	供給処理施設		20 万円/m ²
	その他	20 万円/m ²	
	学校教育系施設	建替え	33 万円/m ²
	公営住宅		28 万円/m ²
	文化系・社会教育系施設		40 万円/m ²
	スポーツ・レクリエーション系施設		36 万円/m ²
	産業系施設		40 万円/m ²
	子育て支援施設		33 万円/m ²
	保健・福祉施設		36 万円/m ²
	医療施設		40 万円/m ²
	行政系施設		40 万円/m ²
供給処理施設	36 万円/m ²		
その他	36 万円/m ²		
道路	一般道路	更新	0.47 万円/m ²
	自転車歩行者道		0.27 万円/m ²
橋りょう	0.448 万円/m ²		
簡易水道	導水管・300mm未満		10 万円/m
	送水管・300mm未満		10 万円/m
	配水管・100mm以下		9.7 万円/m
農業集落排水			12.4 万円/m

1 公共施設

(1) 単純更新した場合の更新費用の試算

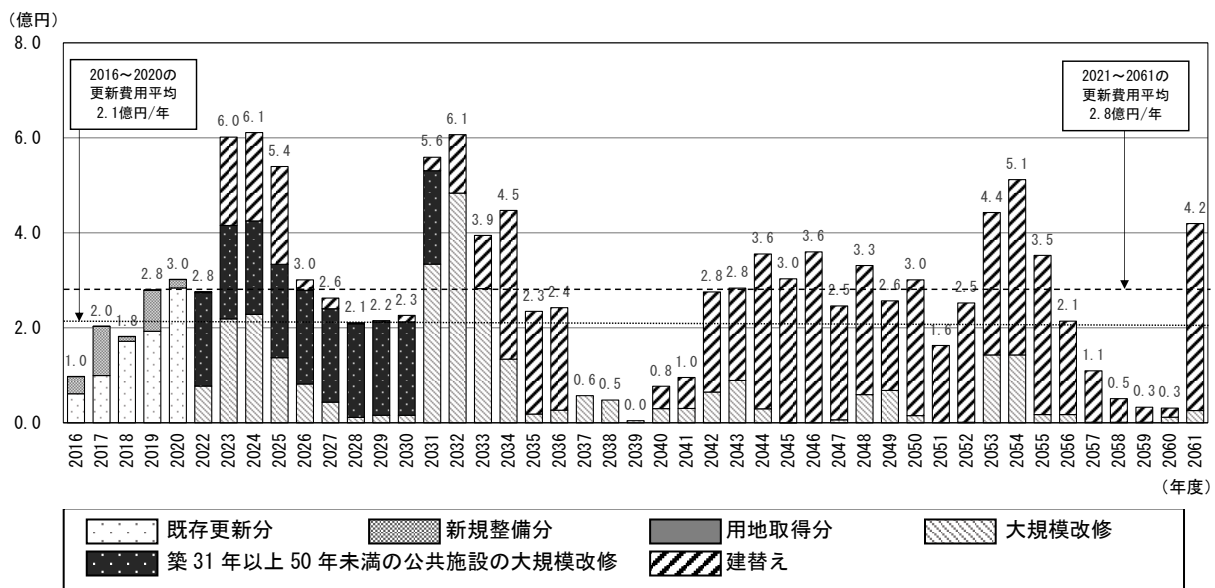
「公共施設等更新費用試算ソフト」により、更新費用を試算すると以下のとおりです。

合計でみると、2022～2061年度の更新費用総額（試算）は113.1億円・1年あたり更新費用は2.8億円となります。

内訳は、「大規模改修」が29.8億円、「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」が19.7億円、「建替え」が63.6億円です。

2016～2020年度の1年あたり更新費用（実績）は2.1億円で、2022～2061年度の耐用年数経過時に単純更新した場合の1年あたり更新費用（試算）は2.8億円と増加する見込みとなっています。

〔公共施設の更新費用の試算〕



〔2016～2020年度の更新費用（実績）〕

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	1年あたり更新費用
既存更新分	0.6	1.0	1.7	1.9	2.8	1.6
新規整備分	0.4	1.0	0.1	0.9	0.2	0.5
用地取得分	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1.0	2.0	1.8	2.8	3.0	2.1

※費用の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と合致しない箇所があります。

[2022～2061年度の更新費用（試算）]

（単位：億円）

	更新費用総額	1年あたり更新費用
大規模改修	29.8	0.7
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	19.7	0.5
建替え	63.6	1.6
合計	113.1	2.8

※費用の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と合致しない箇所があります。

（単位：億円）

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
大規模改修	0.8	2.2	2.3	1.4	0.8	0.4	0.1	0.2	0.2	3.3	4.8	2.8	1.3	0.2	0.3	0.6	0.5	0.0	0.3	0.3
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建替え	0.0	1.9	1.9	2.1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.3	1.2	1.1	3.1	2.2	2.2	0.0	0.0	0.0	0.5	0.6
合計	2.8	6.0	6.1	5.4	3.0	2.6	2.1	2.2	2.3	5.6	6.1	3.9	4.5	2.3	2.4	0.6	0.5	0.0	0.8	1.0

年度	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061
大規模改修	0.6	0.9	0.3	0.0	0.0	0.1	0.6	0.7	0.2	0.0	0.0	1.4	1.4	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3
築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建替え	2.1	1.9	3.3	3.0	3.6	2.4	2.7	1.9	2.9	1.6	2.5	3.0	3.7	3.3	2.0	1.1	0.5	0.3	0.2	3.9
合計	2.8	2.8	3.6	3.0	3.6	2.5	3.3	2.6	3.0	1.6	2.5	4.4	5.1	3.5	2.1	1.1	0.5	0.3	0.3	4.2

※費用の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と合致しない箇所があります。

(2) 対策等を反映した場合の更新費用の見込み・効果

【「神津島村個別施設計画」及び「神津島村学校施設の長寿命化計画」の反映】

公共施設を最適に維持管理し、有効活用を図る取組みを効率的・効果的に推進することを目的に策定された、「神津島村個別施設計画」及び「神津島村学校施設の長寿命化計画」において、施設毎に効率的な維持管理と長寿命化を検討し、その対策を実施する場合の更新費用（試算）は次のとおりとなっています。

「神津島村個別施設計画」及び「神津島村学校施設の長寿命化計画」の計画期間 2021～2030（令和3～12）年度の10年間の更新費用総額（試算）は21.1億円・1年あたり更新費用は2.1億円と試算されており、前期（1）の2022～2061年度の耐用年数経過時に単純更新した場合の1年あたり更新費用（試算）2.8億円よりも抑制され、2016～2020年度の1年あたり更新費用（実績）2.1億円とほぼ同額となると見込まれています。

このため、個別施設計画及び長寿命化計画に基づき、施設毎に効率的な維持管理と長寿命化を図ることが効果的であると考えられます。

〔2021～2030年度の更新費用（試算）〕

（億円）

	2021～2025年度 （令和3～7）	2026～2030年度 （令和8～12）	更新費用 10年間合計	1年あたり 更新費用
対策を反映した場合の 更新費用試算総額	14.3	6.8	21.1	2.1

※「神津島村個別施設計画」及び「神津島村学校施設の長寿命化計画」の更新費用試算額を合算しました。

2 道路・橋りょう・簡易水道・農業集落排水

「公共施設等更新費用試算ソフト」により、更新費用を試算すると以下のとおりです。
全体で見ると、2022～2061年度の更新費用総額（試算）は64.1億円、1年あたり更新費用は1.6億円となります。

2016～2020年度の1年あたり更新費用（実績）は2.9億円で、2022～2061年度の耐用年数経過時に単純更新した場合の1年あたり更新費用は1.6億円と減少する見込みとなっています。

部門別で見ると、道路の更新費用総額は26.4億円・1年あたり更新費用は0.7億円、橋りょうの更新費用総額は1.8億円・1年あたり更新費用は0.0億円、簡易水道の更新費用総額は21.7億円・1年あたり更新費用は0.5億円、農業集落排水の更新費用総額は14.2億円・1年あたり更新費用は0.4億円となります。

〔2016～2020年度の更新費用（実績）〕

（単位：億円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	1年あたり更新費用
既存更新分	1.1	1.6	2.4	1.8	1.8	1.7
新規整備分	2.7	0.9	1.0	1.1	0.0	1.1
用地取得分	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	3.8	2.6	3.4	3.0	1.9	2.9

※費用の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と合致しない箇所があります。

〔2022～2061年度の更新費用（試算）〕

（単位：億円）

	更新費用総額	1年あたり更新費用
道路	26.4	0.7
橋りょう	1.8	0.0
簡易水道	21.7	0.5
農業集落排水	14.2	0.4
合計	64.1	1.6

※費用の内訳は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と合致しない箇所があります。

第7章 施設類型ごとの管理に関する方針

第6章 第1節の「公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針」を踏まえ、以下では、建築物系施設、インフラ系施設のそれぞれの施設類型ごとに基本方針を整理します。

今後においては、以下に示す基本方針を踏まえ、個別施設の公共施設マネジメントを推進していきます。

第1節 建築物系施設

建築物系施設の施設類型ごとの基本方針を以下に示します。

1 学校教育系施設

(1) 学校

学校は、本村にとって重要な施設の一つであるとともに、災害時の指定避難所の役割も担うことから、小中両校の校舎については2016年度に耐震診断を実施しており、耐震強度の確保を確認しています。ただし、神津小学校校舎は築58年、同屋内運動場は築33年、神津中学校校舎は築47年が経過しており、小学校（校舎・屋内運動場）は2007年度に大規模改修、中学校（校舎）は2000年度に大規模改修を、それぞれ実施しているものの、老朽化が進みつつあります。

このため、2020年度に策定した「神津島村学校施設の長寿命化計画」に基づき、当面は劣化した部分の修繕を行いつつ、建物劣化の進行状況の調査・把握を常に行い、改修費用や村の財政状況等とのバランスを考慮しながら、状況に応じて、改築・長寿命化改修や大規模改造等を適切に選択して実施します。

(2) その他教育施設

その他教育施設については、学校給食共同調理場及び学校プールも学校と同様、当面は劣化した部分の修繕を行いつつ、状況に応じて、改築・長寿命化改修や大規模改造等を適切に選択して実施します。

2 公営住宅

公営住宅については、外装・屋根等の劣化・損傷した部分について改修工事を随時行っています。また、2016年度には民間から譲渡された住宅を村営住宅（惣四郎）（I号棟）として管理し、2021年度には公営住宅（鉄砲場第6住宅）の新築、公営住宅（鉄砲場第1住宅）の用途廃止及び職員住宅としての再利用を行っています。

今後も、2018年度に策定した「神津島村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、定期的な点検、予防保全型の維持管理、配水管の補修などの修繕対応等により、長寿命化を図ります。

3 文化系・社会教育系施設、

(1) 図書館

図書館は比較的新しい建物であり、目立った劣化損傷はないため、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

(2) 博物館等、その他

郷土資料館は、2012 年度に新館・休館とも大規模改修を実施していますが、耐震診断が未実施となっています。このため、設備等の定期的な点検を実施するとともに、耐震診断の実施や経年劣化がみられる旧館の改修を検討します。

しらすな寮は、東京都立神津島高校に在籍する生徒の修学場の便宜を図るため、2018 年度に建設し、さらに 2019 年度に同女子寮を増築しました。新しい建物であり、目立った劣化損傷はないため、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

4 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) レクリエーション施設・観光施設

レクリエーション施設・観光施設のほとんどは、新耐震基準で建設されていますが、築 20 年以上経過しているものもあり、一部に老朽化の見られる施設もあります。また、2018 年度にゲートボール場を廃止しました。観光分野は本村の基幹産業であり、公共施設等の維持管理についても、耐震化の現状を踏まえるとともに、「第 2 次神津島村観光活性化計画」に沿った維持管理を進めていく必要があります。

開発総合センターは、1982 年度の建設で築 39 年が経過しており、2012 年度に耐震診断、2014 年度に大規模改修工事、耐震改修工事を実施しました。多くの村民が利用する施設であることや、災害時の指定避難所としての役割も担うことから、今後も、老朽化等に伴う施設・設備の随時補修を進め、適切な維持管理を図ります。ドンタクハウス、日向ロッジ及び日向ロッジ倉庫、金長クラブハウスは、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

(2) 保養施設

温泉保養センターについては、1990 年度の建設で築 31 年が経過しており、2009 年度に大規模改修を実施していますが、施設・設備の劣化が進んでいるため、整備計画を策定の上、大規模改修を検討します。

5 産業系施設

田の沢農業研修施設は、2013年度に建設されました。施設内のビニールハウスは台風来襲時に破損することが多くなっており、また、簡易トイレの劣化がみられます。

本施設は、比較的新しい建物であり、計画的な維持管理を実施していきます。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。ビニールハウスについては、生産性の向上のための棟数の増設や防風性の向上のためのコンクリート壁又は鉄防風柵等の設置を検討します。

6 子育て支援施設

はまゆう保育園は、1995年度の建設で築36年が経過しており、2020年度に大規模改修を実施しています。大規模改修実施後であり、目立った劣化・損傷はみられませんが、園庭の雨水排水の状態が良くありません。保育園は、災害時の指定避難所の役割も担っているため、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。園庭については排水設備設置等の雨水対策改修を検討します。

7 保健・福祉施設

(1) 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設はすべて新耐震基準で建設されていますが、築 20 年程度経過しているものもあり、一部に劣化のみられる施設もあります。

よたね会館は、2002 年度の建設で築 19 年が経過していますが、目立った劣化・損傷もなく、良い状態を保っています。村内の高齢者福祉のために必要な施設であることから、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

生きがい健康センターは、2002 年度の建設で築 19 年が経過しており、2015 年度に改修工事を実施していますが、塩害によるサッシの劣化や雨漏り等の劣化がみられます。村内の高齢者福祉の生きがいや健康づくりの推進拠点であり、災害時の指定避難所の役割を担っているため、大規模改修の実施など計画的な維持管理を実施します。また、災害時のエネルギー対策のため設置しているソーラーパネルだけでは、電力の供給不足となっているため、別途非常電源設備の設置を予定しています。

よたねコミュニティ施設（古民家）は、1900 年（明治 33 年）に建てられた民家を、2010 年度に解体・移築し、その際改修を加えて保存したものです。木造であるため、蟻害が発生しており、2021 年度に防蟻対策を実施しています。今後は、さらに地域のコミュニティ施設としての利用を進めるため、一般公開する予定となっており、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

(2) 障害者福祉施設

地域活動支援センターは、2018 年度に神津島やすらぎの里の施設一部が、社会福祉法人つつじ会から村に移管されたもので、現在NPO法人潮彩の会に委託し障害者福祉施設として活用しています。1996 年度の建設で築 25 年が経過しており、大規模改修を実施予定です。

(3) 保健施設

保健センター・歯科他は、1984 年度の建設で築 37 年が経過しており、2020 年度に大規模改修を実施しています。大規模改修実施後であり、目立った劣化・損傷はみられません。今後は、経過年数も多く、村内の保健医療施設としての拠点となる施設のため、移転・改築の検討を進めていきますが、当面は計画的な維持管理を実施し、建物の長寿命化を図ります。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

8 医療施設

医療施設はすべて新耐震基準で建設されていますが、診療所は、1984年度の建設で築37年が経過しています。2020年度に改修工事を実施していますが、施設が手狭となっており、使い勝手も良くない状態となっています。

診療所は、地域住民の総合診療の拠点となる施設のため、移転・改築を検討していきますが、新たな建設候補地の選定や高額となる建設費用の捻出も難しいことから、当面は計画的な維持管理を実施し、建物の長寿命化を図ります。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

9 行政系施設

(1) 庁舎等

役場本庁舎は 2012 年度に耐震診断を実施しており、耐震強度の確保を確認しています。また、増築部分については、新耐震基準で建設されています。ただし、本庁舎は 1972 年度の建設で築 49 年、増築部分についても築 20 年以上経過している部分が多く、施設全体としての耐震性等の調査が必要となっています。

本村は、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、南海トラフ地震が発生した場合の速やかな災害応急対応が求められており、村災害対策本部の設置をはじめ、国・都や防災関係機関等との連絡・連携体制を確立する必要があります。役場本庁舎の耐震化は、本村の災害対応時の脆弱性のひとつとなっており、国土強靱化の観点からも公共施設等の安全の確保が求められています。

役場本庁舎については、多くの村民や職員が利用する施設として日常の重要性だけではなく、大規模災害時の応急・復旧対応等、効率性だけで判断できない公益性があるため、施設・設備等の定期的な点検を実施するとともに、耐震改修、計画的な維持管理を実施し、建物の長寿命化を図ります。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

(2) 消防施設

消防施設は、消防団拠点施設（旧農協）及び（第3分団詰所）について耐震診断が未実施であり、すべての建物で老朽化が進んでいます。

消防団拠点施設（新詰所）は、2005年度の建設で築16年が経過しており、老朽化が進行しています。また、雨漏りや、屋上半鐘台の劣化も見られます。このため、大規模改修を実施する必要がありますが、借地であるため、施設の改修には、土地の賃貸借契約の整理が必要であり、早急な対応を検討します。

消防団拠点施設（旧農協）及び（第3分団詰所）については、いずれも築後50年程度となっていますが、可能な限り使用するため計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。ただし、耐震診断の実施予定もないため、施設全体の管理対応を考慮すると、一極集中型に統合するのか、今まで通りの分散型施設とするのか、早急に協議・検討を行い、管理方針を定めるものとします。

(3) その他行政系施設

災害備蓄倉庫・倉庫については、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分については、適宜修繕を行うものとします。

七軒町倉庫（旧大島支庁出張所）は、都からの用途指定期限後、災害備蓄倉庫としての用途変更を検討します。

役場書庫倉庫（旧1分団消防団詰所）については、内外装ともに劣化が進んでいるため、改修工事を計画します。

10 供給処理施設

清掃センター（ごみ焼却場・破砕圧縮処理施設・焼却灰ストックヤード）はすべて新耐震基準で建設されていますが、築30年程度経過しているものもあり、劣化が進行しています。日常生活を営む上での重要な施設であり、適切で継続的な維持管理が求められています。

また、2000年の地震時には、急峻な立地地形のため土砂崩れが発生し、沢地を利用せざるを得ない状況となりました。

清掃センターについては、新清掃センターの建設計画を長期延期とし、現清掃センターについて2020年度策定の「神津島村廃棄物処理施設長寿命化総合計画」に基づき、施設の更新、補修を行っていきます。

11 その他

火葬場は、2001年度の建設で築20年が経過しており、トイレ等に経年劣化が見られます。トイレについては改修工事を実施するほか、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

医師住宅は、1984年度の建設で築37年が経過しており、内装・設備等に劣化が見られるため、劣化の進行状況に応じ、大規模改修を実施します。また、歯科住宅（D-1号棟）及び保健師住宅（D-2号棟）については、1990年度の建設で築31年が経過しており、建物全体の劣化とともに、屋根については2019年度の台風来襲時の応急措置のままとなっているため、屋根の改修及び防蟻対策の実施を検討します。

よっちゃーれセンターは、2003年度の建設で築18年が経過していますが、塩害により外壁・サッシ周りに劣化が進行しています。このため、劣化の進行を止めるための改修工事を適宜行います。

公衆トイレについては、観光客受入れの際の重要な施設となっており、「第2次神津島村観光活性化計画」等を踏まえ、新耐震基準のものについては、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。また、耐震診断が未実施のものについては、時代に合わない設備となっており実質使用できない状況であるため、改築・廃止を検討します。公衆トイレ（ヘリポート）は、1980年度の建設で築41年が経過していますが、星空観測地として需要が見込めることから2022年度に改築を行います。公衆トイレ（白灯台）については、1980年度の建設で築41年が経過していますが、近隣に千両池公衆トイレもあることから需要も見込めないため、廃止を検討します。

ホテル観賞施設は現在、ホテルの飼育を行っていないため廃止し、その他用途を検討します。

赤崎遊歩道は、1994年度の建設で築27年が経過しており、2019年度に改修を行っています。北側遊歩道の損傷が多数発生しており、一部撤去を行います。

前浜海岸利用者のためのウッドデッキ（前浜海水浴場デッキ、前浜もおりデッキ）については適宜防蟻対策を実施します。

農業用水各施設については、計画的な維持管理を実施します。また、劣化・損傷した部分が見つかり次第、適宜修繕を行うものとします。

第2節 インフラ系施設

インフラ系施設の施設類型ごとの基本的な方針を以下に示します。

1 道路・道路法面・橋りょう・トンネル

道路関連の維持管理・更新・新設等に向けて、村内道路排水施設整備の計画的な設計・実施を行っていきます。

道路・道路法面・橋りょう・トンネルについては、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況などを踏まえながら、更新事業を推進していきます。

また、橋りょう・トンネル等は、「道路法施行規則の一部を改正する省令」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の施行により、国が定める統一的な基準により診断を行い統一的な尺度で健全性を確保していきます。

さらに、橋りょうについては、2010年度に策定した「神津島村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、2021年に二巡目の法定点検を実施した上、点検結果を元に橋梁長寿命化計画の改訂を計画し、2022年には二巡目のトンネル法定点検を実施していきます。

また、電線通信線等の架空線の道路地下埋設計画を検討していきます。

2 簡易水道

本村の簡易水道事業は、2020年度末現在、管路総延長は22,274m、普及率は99.7%となっており、継続して導・配水管の管路をはじめとする水道施設の整備、維持管理を進めています。配水池については、6箇所の配水池のうち、大沢配水池を更新します。

今後の管路をはじめとする水道施設の更新時期については、実使用年数に基づく更新基準を定めていき、水の安定供給の確保と災害時のライフラインの確保を考慮の上、今後増大する更新費用の負担軽減を図っていきます。

引き続き、老朽管の計画的な更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めていきます。

3 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設については、2020年度に実施した「処理場機能診断・最適整備構想」に基づき、中長期的に改修を行い、現施設の適切な維持管理により、長寿命化を図ります。

4 その他

本村内の通信インフラ施設は、赤崎地区とよたね広場にアンテナ施設を設置し、光ファイバーにて島内を繋いでおり、放送・通信の複合施設となっています。また、1994年度及び2009年度に施設の改修を実施しています。

今後も、定期的な施設改修を実施するなど、計画的な維持管理を実施します。

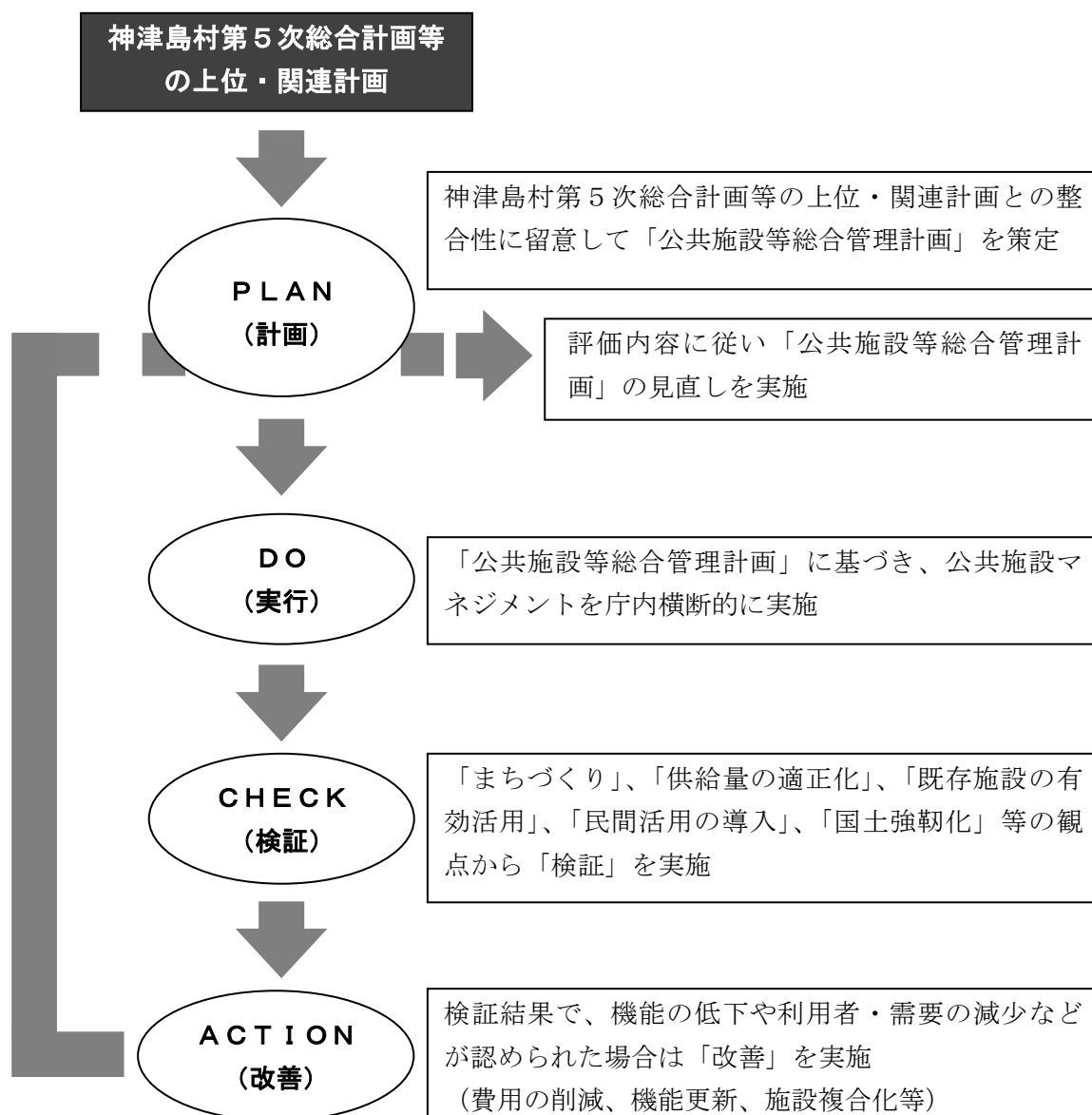
第8章 フォローアップの方針

第1節 計画の進行管理

本計画の実施状況等については、全庁的な推進体制のもとで確認を行うと共に、必要に応じて住民参画を得ながら内容の見直しを行い、実施方針等の取組状況などの評価を適宜行うとともに、次期の計画見直しの検討に活用していく、PDCA（Plan【計画】-Do【実行】-Check【点検】-Action【見直し】）サイクルを構築して推進します。

また、本計画は10年ごとに見直しを行うものとしませんが、社会情勢等の変化、行財政改革の推進状況等により、随時必要な見直しを行います。

〔フォローアップの実施方針のイメージ〕



第2節 村民ニーズの把握と村民への情報提供

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、村民に正確な情報をお伝えし、村民のニーズに沿って実行していく必要があります。

本計画策定時には、神津島村の公共施設に関する村民アンケート調査を実施し、村民の皆様のご意見をいただいたところですが、今後も村民に対し、広報、ホームページ等で、本計画の推進状況や、各公共施設等の更新の方針等を情報提供していくとともに、引き続きアンケートや懇談会等の手法により村民ニーズの把握に努めていきます。

神津島村
公共施設等総合管理計画

2022年3月発行

(令和4年3月発行)

企画・編集・発行 神津島村企画財政課

〒100-0601 東京都神津島村904番地

電話 8-0011 (代表)